附属資料

1 目黒区廃棄物減量等推進審議会答申(抜粋)

答申にあたって

目黒区廃棄物減量等推進審議会では、令和4年6月27日に、目黒区長から目黒区一般廃棄物処理基本計画(以下「一廃計画」という。)の改定にあたって、目黒区の清掃・リサイクル事業のあるべき姿及び施策展開の方向性について諮問を受けた。

一廃計画は、区内で発生する一般廃棄物の処理について、長期的な視点から施策の方向性を示す計画である。目黒区は、令和4年3月、「目黒区基本構想」を実現するための計画書として「目黒区基本計画」を定め、清掃・リサイクル分野については「持続可能な循環型社会の実現」を掲げたが、この一廃計画は、目黒区基本計画に定めた施策を具体化し、また、補完するものである。

平成5 (1993) 年5月、23 区の先駆けとしてリサイクル推進都市を宣言した目黒区は、これまでも様々な施策に率先して取り組んできた。現行の一廃計画を平成28 (2016) 年3月に改定し、この間、MGR100 (一人一日当たりごみ量を約100g 減量する) プロジェクトの推進、めぐろ買い物ルールから発展した「食べきり協力店」制度の発足など、区民や事業者との協働によって、ごみの減量と資源回収量の増加に一定の成果を上げてきた。

しかし、一人一日当たりごみ量は、令和元年度から増加傾向に転じ、また、リサイクル率については平成30(2018)年度以降25%前後で推移しており、「令和7(2025)年度までに32%」という目標を達成するのは難しい状況である。

世界の動向に目を向けると、平成 27 (2015) 年、国連サミットにおいて「持続可能な開発目標 (SDGs)」が定められて以来、食品ロスや廃プラスチックの問題が国際社会共通の課題として認識されている。

また、国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、区においても、令和4年2月に、2050年の二酸化炭素排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティの実現を表明している。

目標年は、SDGs が 2030 年、ゼロカーボンシティの実現が 2050 年である。しかし、持続可能な社会を実現するためには、2050 年を過ぎたその先においても、不断の取組が必要であることは言うまでもない。

23 区のごみの最終処分を行っている中央防波堤埋立処分場は、東京港内における最後の処分場であり、23 区はこの処分場をできるだけ長期間使用しなければならない。3R の促進等により埋立処分量は年々減少しているが、2017 年 2 月時点の東京都の試算では、50 年後(2067 年)には満杯になる見込みである。

これらの状況を踏まえ、2050年より先の「2100年を視野に入れた快適で誇りのもてる循環型のまち」を見据えて、清掃・リサイクル事業のあるべき姿について審議を重ね、提言として取りまとめた。

目黒区への提言

計画改定に向けた現状と課題、基本理念・基本方針を受けて、目黒区への具体的な施策を提言する。

(1) 区民・事業者との連携推進

○多様な方法でのコミュニケーション

区には、年齢、家族構成、国籍、住居形態、居住年数など多様な区民が生活しており、すべての区民に「快適で誇りのもてる循環型」を実現することへの理解を深め、行動してもらうことが大切である。そのためには、区民の特性に応じた多様な方法での普及啓発を行っていく必要がある。

多くの区民が利用している紙媒体やホームページの拡充はもちろんのこと、新しい媒体の利用も検討しなければならない。LINE公式アカウントをはじめとする SNS の内容を充実させていくことを望む。

区民が排出した資源がどのようにリサイクルされているかを周知することで、区民のごみ減量や リサイクルへの関心が高まると考えられる。

転入者に対しては、転入手続き時に目黒区のごみ出しルールを伝えているが、学生などの中には 住民票を移さずに居住している人もいるため、不動産会社などと連携して周知していくことが望ま しい。

テナントとして移転してくる事業所については、不動産管理会社や同業者組合を通じて、事業系 有料ごみ処理券の貼付などのごみ出しルールを伝達していく必要がある。

区民や事業者が行うごみ減量の行動は、世界全体の「持続可能な開発目標 (SDGs)」にもつながっていることを、区民、特に次世代を担う子どもたちに伝えていくことが望ましい。教育機関等とも連携して、次世代への環境教育を拡充する必要がある。

区からの一方的な情報提供ではなく、双方向のコミュニケーションを担うための新たな手法について検討する必要がある。

○「めぐろ買い物ルール」の推進

「めぐろ買い物ルール」は、賢い買物を区内に広めるための区民・事業者共通のルールであり、 目黒区独自の先進的な取組である。「めぐろ買い物ルール」をより多くの市民・事業者に活用して もらうため、ルールの内容や広報の方法について検討していく必要がある。

ルールの内容は、例えばルール1「ノーレジ袋のすすめ」を発展させて購入時に過剰包装を望まない・しない、プラスチック製品から紙・木・金属でできたものへ積極的に切替することの推奨や、レンタル・サブスクリプション等のサービスが近年充実してきているので、これらを上手に利用することで物を他者と共有して使用し、個々に所有せずに物を減らすという新たなライフスタイルを推奨することも考えられる。

現状では、参加する事業所に対しては、ホームページでの紹介やステッカーの配付を行っているが、参加する事業所や利用する区民に何らかのインセンティブを与えるような仕組みを検討していくことが望ましい。

(2) 2R の推進とリサイクル

○家庭ごみ減量

区が実施した家庭ごみ組成分析調査によると、可燃ごみの 28.4%、不燃ごみの 11.2%が資源である。特に、可燃ごみの 15.2%が古紙で、いわゆる「雑紙(ざつがみ)」が 11.0%である。「雑紙(ざつがみ)」をはじめとする既存のリサイクル品目について、回収方法の工夫や普及啓発を強化していく必要がある。

その上で、新たなリサイクル品目の拡充に取り組むことが望ましい。特に、目黒区では、粗大ごみの増加が著しいことから、粗大ごみのリユース・リペア事業について積極的な取組を望む。23区では、不燃ごみから資源を選別するピックアップ回収を行っている区も多いことから、目黒区においても可能な限りのピックアップ回収を行っていくことが望まれる。

より多くの区民の協力を得られるよう、公共施設での拠点回収や販売店での店頭回収の拡充について検討する必要がある。

○事業系ごみ減量

区が実施した事業系ごみ組成分析調査によると、可燃ごみの 26.4%が資源で、このうち古紙が 6割 (16.4%) を占める。分別の徹底を進めるためには、古紙の排出割合が高い業種を中心に排出指導を強化する必要があると考えられる。

業種別に指導内容を検討し、日常のごみ収集についても、資源が混入しているごみは取り残すなど、厳しい対策を講じていく必要がある。

また、3,000㎡以上の事業用大規模建築物については、毎年提出を義務づけている「事業用大規模建築物における再利用計画書」を活用し、立ち入り指導を強化する必要がある。

このように指導を徹底する一方で、資源回収業者の紹介、優良事業所の表彰、ごみ減量機器への 助成金など、ごみ減量に積極的に取り組む事業所を支援する施策も望まれる。

事業系ごみについても、家庭ごみと同様にごみ減量に関する施策の検討を望む。

○製品プラスチック分別回収

目黒区では、プラスチック製容器包装の分別回収を行っている。令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」では、製品プラスチックについても分別回収することが努力義務規定となった。令和元年5月に定められた国の「プラスチック資源循環戦略」では、2030年までにプラスチック製容器包装の6割をリユース・リサイクルすることがマイルストーンとして定められている。製品プラスチックの分別回収は、ごみ減量のみならず、温室効果ガスの削減効果が見込まれることから、容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収を行うことが望まれる。

○食品ロスの削減

日本の食品ロスは年間約522万トン(令和2年度農林水産省推計)と推計され、2019年の国際連合世界食糧計画による食料援助量約420万tを上回っている。日本人1人に換算すると、毎日お茶碗一杯分(約113g)のご飯を捨てているのと同じ量になり、家庭ごみ組成分析調査においても、家庭から排出される燃やすごみの12.0%が食品ロスという結果であった。

食品ロス削減は、ごみ減量や食品の無駄をなくすという身近な問題であるだけではなく、地球規模での食糧問題、気候変動、水問題、飢餓問題などに大きく関係している。区民・事業所がこのことを認識し、フードドライブに参加するなど、食品ロスの削減に積極的に取り組んでいくことが必要である。

賞味期限は「おいしく食べられる期限」のことであり、賞味期限が過ぎたからと言って直ちに食べられなくなるわけではない。このような食品ロスを減らす知識について、区民・事業者に啓発していく必要がある。

○家庭ごみ有料化の検討

家庭ごみ有料化は、すでに全国区市町村の6割以上で実施されており、有料化の導入はごみ減量に大きな効果があることが、導入自治体の事例から明らかとなっている。また、ごみを減量する人としない人の負担の公平が図られること、ごみ問題に対する区民の意識が向上するなどの効果もある。

一方で、家庭ごみ有料化の課題として、不法投棄問題、戸別収集・運搬経費の増加や厳しい経済 状況などが挙げられている。

目黒区において、区民一人一日当たりのごみ量やリサイクル率の目標を達成するためには、大幅なごみ減量努力が必要であることから、家庭ごみ有料化の是非について検討し、家庭ごみ有料化の手法について研究していくことが望まれる。

また、隣接区とのごみ処理制度の違いに起因する越境ごみの問題を考慮すると、家庭ごみ有料化は目黒区単独で対応するのではなく、23区一体となった取組が現実的と考える。

(3) 適正処理の推進

○家庭ごみの適正排出

家庭ごみの適正排出を推進するには、普及啓発だけではなく、現場での指導が重要である。区では、日頃から「ふれあい指導」を実施し、集積所において区民とのコミュニケーションを図りながら、正しいごみの出し方を指導している。

このような集積所を活用した排出指導には、経費節減の効果だけでなく、地域住民同士の繋がり を深め、コミュニティ機能を醸成するという役割も期待できる。

一方、戸別収集は多大な経費を要するものの、ごみの責任の所在が明確になるため、分別の徹底 や各戸に応じた丁寧な「ふれあい指導」が期待できる。

現在、区ではごみ出しが困難な高齢者や障がい者などを除き、戸別収集は実施していないが、戸別収集の導入を検討するにあたっては、コミュニティ機能の問題や必要となる経費などを総合的に勘案することが望まれる。

○事業系ごみの自己処理責任

事業系ごみについては、排出者の自己処理責任が原則であり、日量 50kg 未満の事業者については、事業系有料ごみ処理券の貼付、すなわち適正な費用の負担を前提として、集積所に排出することが認められている。しかし、区が実施した事業系ごみ組成分析調査及び事業所アンケート調査によると、事業系有料ごみ処理券を貼付せずに集積所にごみを排出する、不適正排出の状況が明らかとなった。

業種別に指導内容を検討し、日常のごみ収集において、事業系有料ごみ処理券が貼付されていないごみは取り残すなど、厳しい対策を講じていく必要がある。

区は、事業所の業種や規模に応じて、有料である事業系ごみの排出方法について周知を徹底する とともに、不適正排出を行う事業者への排出指導を強化していくことが望まれる。

○小型充電式電池等の適正処理

小型電子機器やモバイルバッテリーの普及に伴って、ごみとして捨てられる小型充電式電池 (ニカド電池・ニッケル水素電池・リチウムイオン電池) が増加している。これらが収集ごみに混入すると、ごみ収集車や処理施設が発火する危険性があり、火災の一因となっている。

小型充電式電池については、拡大生産者責任に基づき、事業者が回収していることを分かりやす く周知すると共に、製造者・輸入者・販売者等による適正な回収の義務化を国や東京都に要望して いくことが望まれる。

また、現在の電池の回収方法は、セロハンテープ等で絶縁のうえ、

- ・乾電池(アルカリ電池・マンガン電池・リチウム一次電池(円筒型、コイン形))は、区施設の「回収ボックス」で回収
- ・ボタン電池は、ボタン電池回収協力店の「ボタン電池回収缶」で回収
- ・小型充電式電池のうち、二カド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池(コイン型は除く。)は、一般社団法人 JBRC に加盟しているリサイクル協力店の「リサイクル BOX」で回収
- ・電動アシスト自転車の小型充電式電池は、自転車販売店で回収

となっているが、区民にとっては、コイン型とボタン型などの区別がしにくく、充電池が収集ご みに混入する要因となっている。製造者等による本来の回収が行き届かない間は、区が代わりに対 応できないか、検討することを望む。

○災害廃棄物の処理

区では、令和4年3月に「目黒区災害廃棄物処理計画」を策定している。災害発生時に、この計画を有効に機能させるためには、日頃の訓練が重要である。区は、計画に基づく災害廃棄物処理訓練を実施するとともに、災害時に協力が求められる東京都や関係機関等が実施する訓練に参加し、必要に応じて計画を見直すなど、いざという時に備えた対応が望まれる。

おわりに

今回、目黒区の清掃リサイクル事業に関する具体的な提言を行ったが、その中には目黒区が単独で実施できるものと、23 区あるいは東京都が共同して取り組むべきものが含まれている。例えば、家庭ごみ有料化を実施する場合は、他区と協調して進める必要がある。資源の分別回収にいち早く取り組み、平成5(1993)年に「目黒区リサイクル推進都市宣言」を行った目黒区には、率先して23 区の施策をリードする役割が求められると考える。また、循環型社会の実現には、製造者・販売者の拡大生産者責任に基づく取組の強化が重要である。これらについても、国や関係団体に対して、法律の整備や拡大生産者責任の徹底に向けた働きかけを行うことを望む。

「目黒区基本計画」では、「持続可能な循環型社会の実現」を掲げ、10年後の姿を次のように示している。

区民一人ひとりが、3R(リデュース・リユース・リサイクル)とごみの適正処理に積極的に取り組み、環境に配慮した消費行動が取られています。事業者も、業務改善や技術革新などにより、廃棄物の発生抑制、資源の再使用・再生利用を促進し、事業活動による環境への負荷を最小限に抑えています。区民や事業者と環境意識が共有され、適切に推進された 3Rによって構築された循環型社会の中で、先進国の一自治体として、限りある地球資源の保全を積極的に進めています。

本審議会においては、「2100年を視野に入れた快適で誇りのもてる循環型のまち」を見据えて検討を重ねた。今年生まれてくる子どもたちは、2100年には77歳になっている。健康寿命の長寿命化を考慮すると、社会で元気に働いている年齢であろう。今回の提言は、生まれてくる子どもたちの未来に繋がるものであると考える。今後、目黒区においては、本答申を踏まえて、循環型のまちの実現に向けた一廃計画の改定を行い、関係部署とも連携して、本提言の施策に積極的に取り組むことを望む。

| 2 | 廃棄物減量等推進審議会委員名簿(11・12期)

第11期目黒区廃棄物減量等推進審議会委員名簿

| | | 氏名 | 所属団体等 | | | |
|---------------|----|---|--|--|--|--|
| 学 | 1 | 安井 至 | 東京大学 名誉教授 | | | |
| 識 経 験 | 2 | ************************************* | 東京大学 先端科学技術研究センター 教授 | | | |
| 者 | 3 | ^{スズキ} がル 鈴木 薫 | 国立研究開発法人国立環境研究所資源循環領域 資源循環社会システム研究室 特別研究員 | | | |
| | 4 | そうだ 次郎 | 区議会議員(自由民主党目黒区議団) (令和3年度第1回~第3回) | | | |
| | 5 | ^{t+} 関 けんいち | 区議会議員(公明党目黒区議団) (令和3年度第1回~第3回) | | | |
| 区 | 6 | ^{カナイ} 金井 ひろし | 区議会議員(フォーラム目黒/立憲民主・無所属の会) (令和3年度第1回〜第3回) | | | |
| 議会議 | 7 | 松嶋祐一郎 | 区議会議員(日本共産党目黒区議団) (令和3年度第1回~令和4年度第3回) | | | |
| 員 | 8 | ^{ダジマ} 田島 けんじ | 区議会議員(自由民主党目黒区議団) (令和4年度第1回~第3回) | | | |
| | 9 | *マミヤ 山宮 きよたか | 区議会議員(公明党目黒区議団) (令和4年度第1回~第3回) | | | |
| | 10 | かいでん 和弘 | 区議会議員 (新風めぐろ) (令和4年度第1回〜第3回) | | | |
| | 11 | 原清隆 | 目黒区商店街連合会 副会長 | | | |
| 事 | 12 | 森銅 真喜子 | 一般社団法人 目黒区産業連合会 理事 | | | |
| 業者団 | 13 | 小林富佐子 | 東京商工会議所目黒支部 情報・卸分科会 分科会長 | | | |
| 体 | 14 | ### ### 長友 祐世 | 公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 目黒区支部幹事 | | | |
| | 15 | ***** リョウタ 大月 良太 | 日本チェーンストア協会関東支部参与(株式会社 東急ストア) | | | |
| | 16 | 関戸 正義 | 目黒区町会連合会 常任理事 (東山三丁目自治会 会長) | | | |
| 住 | 17 | ザカモト キクエ 坂本 キク江 | 目黒清掃協力会 婦人部常任理事 | | | |
| 民団体 | 18 | 市毛 紀行 | 目黒区住区住民会議連絡協議会会長(不動住区住民会議 会長) | | | |
| / | 19 | サイトウ オサム 斎藤 修 | 目黒清掃工場建替協議会参加団体 | | | |
| | 20 | 日比野 惠子 | 目黒区消費者グループ連絡会 運営委員 | | | |
| 公 | 21 | オオニシ マサル 大西 順 | 公募区民 | | | |
| 募区民 | 22 | 7 [#] 11 7 [#] 3 杉本 雅代 | 公募区民 | | | |
| | 23 | +#1 ユミ 中井 西美 | 公募区民 | | | |

家庭系専門部会委員名簿

| | | 氏名 | 所属団体等 | |
|------|---|-------------------------------|--|--|
| 部会長 | 1 | ヤスイ 19ル 安井 至 | 東京大学 名誉教授 | |
| 副部会長 | 2 | 平尾 雅彦 | 東京大学 先端科学技術研究センター 教授 | |
| | 3 | ^{スズキ} かオル 鈴木 薫 | 国立研究開発法人国立環境研究所資源循環領域 資源循環社会システム研究室 特別研究員 | |
| | 4 | 関戸 正義 | 目黒区町会連合会 常任理事 (東山三丁目自治会 会長) | |
| | 5 | ^{サカモト} +クエ 坂本 キク江 | 目黒清掃協力会 婦人部常任理事 | |
| | 6 | 75° //3=+ 市毛 紀行 | 目黒区住区住民会議連絡協議会会長(不動住区住民会議 会長) | |
| | 7 | サイトウ オサム 斎藤 修 | 目黒清掃工場建替協議会参加団体 | |
| | 8 | 日比野 惠子 | 目黒区消費者グループ連絡会 運営委員 | |

事業系専門部会委員名簿

| TANKIT III ZAZATA | | | | | | |
|-------------------|---|---------------------------------------|--|--|--|--|
| | | 氏名 | 所属団体等 | | | |
| 部会長 | 1 | ヤスイ 19ル 安井 至 | 東京大学 名誉教授 | | | |
| 副部会長 | 2 | ビラオ マサヒコ 平尾 雅彦 | 東京大学 先端科学技術研究センター 教授 | | | |
| | 3 | スズキ カオル 鈴木 薫 | 国立研究開発法人国立環境研究所資源循環領域 資源循環社会システム研究室 特別研究員 | | | |
| | 4 | 「清隆」 目黒区商店街連合会 副会長 | | | | |
| | 5 | ************************************* | 一般社団法人 目黒区産業連合会 理事 | | | |
| | 6 | コバヤシ フサコ 小林 富佐子 | 東京商工会議所目黒支部 情報・卸分科会 分科会長 | | | |
| | 7 | ## ### 長友 祐世 | 公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 目黒区支部幹事 | | | |
| | 8 | オオッキ リョウタ 大月 良太 | 日本チェーンストア協会関東支部参与(株式会社 東急ストア) | | | |

第 12 期目黒区廃棄物減量等推進審議会委員名簿

| | | 氏名 | 所属団体等 | |
|--------------|----|---|--|--|
| 学識経験 | 1 | 下尾 雅彦 | 東京大学先端科学技術研究センター 特任研究員 | |
| | 2 | 効パシ ブジケ 高橋 史武 | 国立大学法人 東京工業大学 准教授 | |
| 者 | 3 | ネズキ カオル 鈴木 薫 | 国立研究開発法人国立環境研究所資源循環領域 客員研究員 | |
| | 4 | ** | 区議会議員(自由民主党目黒区議団・区民の会) | |
| 区議 | 5 | ザカモト ユウキ 坂元 悠紀 | 区議会議員 (めぐろの未来をつくる会) | |
| 会議員 | 6 | ザウ 佐藤 ゆたか | 区議会議員(公明党目黒区議団) | |
| | 7 | **/> | 区議会議員(日本共産党目黒区議団) | |
| | 8 | // ⁵ ^{‡390} 原 清隆 | 目黒区商店街連合会 副会長 | |
| 事 | 9 | 森銅 真喜子 | 一般社団法人 目黒区産業連合会 理事 | |
| 業 者 団 | 10 | コバヤシ フサコ 小林 富佐子 | 東京商工会議所目黒支部 副会長 | |
| 体 | 11 | ### ### 長友 祐世 | 公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 第五ブロック会員 | |
| | 12 | オオツキ リョウタ 大月 良太 | 日本チェーンストア協会関東支部 参与 (株式会社 東急ストア) | |
| | 13 | 世年ド マサヨシ 関戸 正義 | 目黒区町会連合会 常任理事(東山三丁目自治会 会長) (令和5年度第1回~第3回) | |
| | 14 | イシヅカ トモヒロ 石塚 友宏 | 目黒区町会連合会 常任理事 (駒場町会 会長) (令和5年11月16日~) | |
| 住民 | 15 | ザカモト +クエ 坂本 キク江 | 目黒清掃協力会 婦人部常任理事 | |
| 体 | 16 | *ザ* ョウイチ 木﨑 陽一 | 目黒区住区住民会議連絡協議会委員(五本木住区住民会議 会長) | |
| | 17 | **** | 目黒清掃工場運営協議会参加団体 代表 | |
| | 18 | **** | 目黒区消費者グループ連絡会 運営委員 | |
| 公 | 19 | か ジマサ 小野 芳正 | 公募区民 | |
| 公募 区 民 | 20 | 平野 恵理 | 公募区民 | |
| 戊 | 21 | ⇒ダ サトコ 吉田 聡子 | 公募区民 | |

3 審議経過

令和 4 年度

| 審議会名 | 開催年月日 | 審議内容 | | | | |
|--------------|--------|------------------------------|--|--|--|--|
| | 第1回 | ・諮問「目黒区一般廃棄物処理基本計画の改定に向けた基本的 | | | | |
| | 6月27日 | 方向について」 | | | | |
| | | ・目黒区一般廃棄物処理基本計画改定の進め方について | | | | |
| | | ・一般廃棄物処理基本計画改定に向けた基礎調査について | | | | |
| | | ・目黒区分別収集計画(第 10 期)について | | | | |
| 廃棄物減量等 | 第2回 | ・目黒区一般廃棄物処理基本計画の改定に向けた基本的方向に | | | | |
| () 推進審議会 | 12月2日 | 係る答申(中間のまとめ)について | | | | |
| 推 进 | | ・令和3年度目黒区のごみ量と資源回収量について | | | | |
| | | ・目黒区環境基本計画改定素案について | | | | |
| | 第3回 | ・目黒区一般廃棄物処理基本計画の改定に向けた基本的方向に | | | | |
| | 1月27日 | 係る答申(案)について | | | | |
| | | ・廃棄物処理手数料等の改定について | | | | |
| 車 型 | 8月8日 | ・目黒区一般廃棄物処理基本計画改定の方向性について | | | | |
| 事業系専門部会 | 10月14日 | ・答申中間のまとめ(案)について | | | | |
| 完成玄東明如今 | 8月8日 | ・目黒区一般廃棄物処理基本計画改定の方向性について | | | | |
| 家庭系専門部会 | 10月14日 | ・答申中間のまとめ(案)について | | | | |

令和5年2月10日 区長への答申

令和5年度

| 審議会名 | 開催年月日 | 審議内容 | | | | |
|--------|--------|--------------------------|--|--|--|--|
| | 第1回 | ・審議会の進め方と今年度のスケジュールについて | | | | |
| | 7月18日 | ・目黒区一般廃棄物処理基本計画について | | | | |
| 廃棄物減量等 | 第2回 | ・令和4年度目黒区のごみ量と資源回収量について | | | | |
| 推進審議会 | 9月27日 | ・目黒区一般廃棄物処理基本計画改定の進捗について | | | | |
| | 第3回 | ・目黒区一般廃棄物処理基本計画改定素案について | | | | |
| | 11月13日 | | | | | |

4 目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例

平成 11 年 12 月目黒区条例第 30 号

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、資源が循環して利用されるまちづくりを推進し、もって区民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)で使用する用語の例による。
- 2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って 生じた廃棄物をいう。
 - (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃 棄物をいう。
 - (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、 産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
 - (4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は 廃棄物を再び使用すること又は資源として利 用することをいう。

第2節 区長の責務等

(基本的責務)

- 第3条 区長は、あらゆる施策を通じて、廃棄物 の発生を抑制し、再利用を促進する等により廃 棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正 な処理を図らなければならない。
- 2 区長は、再利用の促進及び廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、作業方法の改善を 図る等その能率的な運営をしなければならない。
- 3 区長は、再利用等による廃棄物の減量及び適正 な処理に関する区民の自主的な活動を支援する よう努めなければならない。
- 4 区長は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び 適正な処理に関する区民及び事業者の意識の啓 発を図るよう努めなければならない。

(指導又は助言)

第4条 区長は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理を確保するため、必要と認めるときは、区民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(公開)

第5条 区長は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び処理に関する施策を常に区民に明らかに しなければならない。

(区民参加)

第6条 区長は、一般廃棄物の発生抑制、再利用 の促進及び処理について、区民の意見を施策に 反映することができるよう必要な措置を講じな ければならない。

(日黒区廃棄物減量等推進審議会への諮問)

第7条 区長は、一般廃棄物の処理に関する基本 方針その他の重要事項の決定に当たっては、目 黒区廃棄物減量等推進審議会に諮らなければな らない。

(廃棄物減量等推進員)

- 第8条 区長は、一般廃棄物の発生抑制、再利用 の促進及び適正な処理に係る熱意と識見を有す る者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱す ることができる。
- 2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の発生抑制、 再利用の促進及び適正な処理等のため、区の施 策への協力その他の必要な活動を行う。

(他の地方公共団体との協力等)

第9条 区長は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び処理に関する事業の実施に当たって、必要と認めるときは、他の地方公共団体と協力し、 又は調整を図るものとする。

第3節 事業者の責務

- 第10条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物の減量を図らなければならない。
- 2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、 その製品、容器等が廃棄物となった場合におい

てその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

4 事業者は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及 び適正な処理の確保に関し、区の施策に協力し なければならない。

第4節 区民の責務

- 第11条 区民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。
- 2 区民は、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び 適正な処理に関し、区の施策に協力しなければ ならない。

第2章 再利用等による廃棄物の減量

第1節 区長の減量義務等

(再利用等による減量)

第12条 区長は、再利用を目的とした分別回収 等を行うとともに、物品の調達に当たっては、 再生品を使用する等により、自ら再利用等によ る廃棄物の減量に努めなければならない。

(再利用等に関する計画)

第13条 区長は、再利用等による廃棄物の減量 を促進するため、廃棄物の発生抑制及び再利用 に関する計画を定めるものとする。

(施設の利用)

第14条 区長は、再利用等に関する区民の自主 的な活動を支援するため、再利用の対象となる 物の保管等に利用する場所として、業務に支障 が生じない範囲内において、区長の管理する施 設等を区民の利用に供することができる。

(資源回収業者への協力要請及び支援)

第15条 区長は、再利用を促進するため、資源 回収等を業とする事業者に必要な協力を求める とともに、当該事業者を支援するよう努めるも のとする。

第2節 事業者の減量義務

(事業系廃棄物の減量)

第16条 事業者は、再利用の可能な物の分別の 徹底を図る等再利用を促進するために必要な措 置を講ずる等により、その事業系廃棄物を減量 しなければならない。

(廃棄物の発生抑制等)

- 第17条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、 再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法 律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規 定する再生資源をいう。)及び再生品を利用する よう努めなければならない。

(一部改正 [平成 12 年条例 54 号])

(再利用の容易性の自己評価等)

第18条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用を促進しなければならない。

(適正包装等)

- 第19条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生抑制に努めなければならない。
- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、 再び使用することが可能な包装、容器等の普及 に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ず る等により、その包装、容器等の再利用の促進 を図らなければならない。
- 3 事業者は、区民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、区民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

- 第20条 事業用の大規模建築物で規則で定める もの(以下「事業用大規模建築物」という。)の 所有者は、再利用を促進する等により、当該事 業用大規模建築物から排出される事業系一般廃 棄物を減量しなければならない。
- 2 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理

責任者を選任し、その旨を区長に届け出なければならない。

- 3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、再利用に関する計画を作成し、 当該計画に係る書類を区長に提出しなければならない。
- 4 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。
- 5 事業用大規模建築物の占有者は、当該事業用大規模建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量 に関し、事業用大規模建築物の所有者に協力し なければならない。
- 6 事業用大規模建築物を建設しようとする者(以下「事業用大規模建築物の建設者」という。)は、 当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

(改善勧告)

第21条 区長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第1項から第3項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき又は事業用大規模建築物の建設者が同条第6項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

(公表)

- 第22条 区長は、前条の勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の 建設者がその勧告に従わなかったときは、その 旨を公表することができる。
- 2 区長は、前項の規定による公表をしようとする ときは、あらかじめ当該公表をされるべき者に その理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠 を提示する機会を与えなければならない。

(収集拒否等)

第23条 区長は、事業用大規模建築物の所有者 又は事業用大規模建築物の建設者が前条第1項 の規定による公表をされた後において、なお第 21条の勧告に係る措置を採らなかったときは、 当該事業用大規模建築物から排出される事業系 一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は 区長の指定する処理施設への搬入を禁止するこ とができる。

第3節 区民の減量義務

(自主的行動)

第24条 区民は、再利用の可能な物の分別を行うとともに、集団回収等による再利用を促進するための区民の自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

(商品の選択)

第25条 区民は、商品の購入に当たっては、簡 易包装化がなされている商品、詰め替え可能な 商品、繰り返し使用が可能な容器を用いている 商品等、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮し た商品を選択するよう努めなければならない。

第3章 廃棄物の適正処理

第1節 通則

(家庭廃棄物の処理)

第26条 区長は、家庭廃棄物を生活環境の保全 上支障が生じないうちに収集し、及びこれを運 搬する等適正に処理しなければならない。

(事業系廃棄物の処理)

第27条 事業者は、その事業系廃棄物を生活環境 の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若 しくは処分し、又は廃棄物の収集若しくは運搬 若しくは処分を業として行うことのできる者に 運搬させ、若しくは処分させなければならない。

(事業者の中間処理義務)

第28条 事業者は、その事業系廃棄物の処理に当たっては、再生、破砕、圧縮、焼却、油水分離、脱水等の処理(以下「中間処理」という。)を行うことにより、その減量を図らなければならない。

(処理技術の開発)

第29条 事業者は、事業系廃棄物の適正な処理 について、自ら又は共同して技術開発を図らな ければならない。

第2節 適正処理困難物の抑制

(処理困難性の自己評価等)

第30条 事業者は、物の製造、加工、販売等に

際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

(適正処理困難物の製造等の抑制)

第31条 事業者は、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難となる物(以下「適正処理困難物」という。)については、その製造、加工、販売等を自ら抑制しなければならない。

(事業者の下取り等の回収義務)

- 第32条 区長は、適正処理困難物を指定し、これを公表することができる。
- 2 前項の適正処理困難物の製造、加工、販売等を 行う事業者は、自らの責任でその適正処理困難 物を下取り等により回収しなければならない。
- 3 区民は、前項の規定により事業者が適正処理困 難物を回収しようとするときは、これに協力し なければならない。
- 4 区長は、第2項の事業者が同項の規定による回収をしないと認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、回収するよう命ずることができる。

第3節 一般廃棄物の処理

(処理の計画)

第33条 区長は、規則で定めるところにより、 一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めるものとする。

(処理)

- 第34条 区長は、一般廃棄物処理計画に従い、 家庭廃棄物を処理しなければならない。
- 2 区長は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の処理を行うものとする。
- 3 前2項に規定する処理の基準は、規則で定める。

(計画遵守義務等)

第35条 土地又は建物の占有者(占有者がない場合は、管理者とする。以下この章、第73条 及び別表において「占有者」という。)は、その

- 土地又は建物内の家庭廃棄物を可燃物、不燃物 等に分別し、それぞれ別の容器に収納して所定 の場所に持ち出す等一般廃棄物処理計画に従わ なければならない。
- 2 占有者は、家庭廃棄物を収納する容器について、 家庭廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が 発散しないようにするとともに、当該容器及び 当該容器を持ち出しておく所定の場所を常に清 潔にしておかなければならない。

(収集又は運搬の禁止)

- 第35条の2 家庭廃棄物のうち古紙、びん、缶又はペットボトルその他の再利用の可能なもの(以下「資源物」という。)で、前条第1項の規定により所定の場所に持ち出されたものについては、区長が指定する者以外の者は、収集し、又は運搬してはならない。
- 2 資源物のうち、第24条に規定する区民の自主 的な活動により指定された場所に持ち出された ものについては、当該区民が指定する者以外の 者は、収集し、又は運搬してはならない。

(追加〔平成 20 年条例 9 号〕)

(勧告及び命令)

- 第35条の3 区長は、前条の規定に違反して資源物を収集し、又は運搬する者(これらの行為を唆した者を含む。)に対し、これらの行為をしないよう勧告することができる。
- 2 区長は、前項の規定による勧告を受けた者が正 当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、 その者に対して、当該勧告に従うべきことを命 ずることができる。

(追加〔平成 20 年条例 9 号〕)

(公表)

- 第35条の4 区長は、前条第2項の規定による 命令を受けた者が正当な理由がなく当該命令に 従わなかったときは、その旨を公表することが できる。
- 2 区長は、前項の規定による公表をしようとする ときは、あらかじめ当該公表をされるべき者に その理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠 を提示する機会を与えなければならない。

(追加〔平成 20 年条例 9 号〕)

(粗大ごみの排出方法)

第36条 占有者は、粗大ごみ(区民の日常生活に伴って生じた不要とされた耐久消費財を中心とする比較的大型の固形廃棄物をいう。以下同じ。)を排出するときは、別表の規定に基づき規則で定める廃棄物処理手数料の額に応じた枚数の第53条第1項の有料粗大ごみ処理券を添付しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物等の排出方法)

第37条 事業者は、区長の収集及び運搬する事業系一般廃棄物(動物の死体及びし尿を除く。) 又は第48条第1項の規定により一般廃棄物と 併せて処理する産業廃棄物を容器で排出するときは、容器に収納する容量に相当する第54条第1項の有料ごみ処理券を添付しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるとき又は臨時に排出するときは、区長の指示に従わなければならない。

(排出禁止物)

- 第38条 占有者は、区長が行う家庭廃棄物の収 集に際して、次に掲げる家庭廃棄物を排出して はならない。
 - (1) 有害性のある物
 - (2) 危険性のある物
 - (3) 引火性のある物
 - (4) 著しく悪臭を発する物
 - (5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、家庭廃棄物の 処理を著しく困難にし、又は家庭廃棄物の処 理施設の機能に支障が生ずる物
- 2 占有者は、前項各号に掲げる家庭廃棄物を処分 しようとするときは、区長の指示に従わなけれ ばならない。
- 第38条の2 占有者は、区長が行う家庭廃棄物の 収集に際して、特定家庭用機器再商品化法(平 成10年法律第97号)第2条第5項に規定す る特定家庭用機器廃棄物(以下「特定家庭用機 器廃棄物」という。)を排出してはならない。
- 2 占有者は、家庭廃棄物である特定家庭用機器廃棄物を排出する場合にあっては、特定家庭用機器再商品化法第5条に規定する小売業者若しくは区長が指定する者又は特定家庭用機器廃棄物の再商品化等(同法第2条第3項に規定する再商品化等をいう。)をする者(以下「小売業者等」

という。) に対し、当該特定家庭用機器廃棄物を引き渡し、当該小売業者等の求めに応じ料金の支払に応じることにより、当該小売業者等が同法の目的を達成するために行う措置に協力しなければならない。

(追加〔平成 12 年条例 69 号〕)

(動物の死体)

第39条 占有者は、その土地又は建物内の動物 の死体を自らの責任で処分できないときは、遅 滞なく区長に届け出て、その指示に従わなけれ ばならない。

(改善命令等)

第40条 区長は、占有者が第35条の規定に違 反していると認めるときは、その占有者に対し、 期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を 採ることを命ずることができる。

(事業者の処理)

第41条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自 ら処理するときは、第34条第3項に規定する 規則で定める基準に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物保管場所の設置等)

- 第42条 事業者は、その建物又は敷地内に事業 系一般廃棄物の保管場所を設置しなければなら ない。
- 2 前項の保管場所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 事業者は、その排出する事業系一般廃棄物を第 1項の保管場所に集めなければならない。

(事業者に対する中間処理等の命令)

- 第43条 区長は、特に必要があると認めるときは、 事業者に対し、その事業系一般廃棄物をあらか じめ中間処理を行って排出するよう命ずること ができる。
- 2 区長は、事業者に対し、その事業系一般廃棄物 を可燃物、不燃物等に分別して排出するよう命 ずることができる。

(事業者に対する運搬等の命令)

第44条 区長は、規則で定める量の事業系一般 廃棄物を排出する事業者に対し、その事業系一 般廃棄物を運搬し、又は処分するよう命ずるこ とができる。

(一般廃棄物管理票)

- 第45条 事業者のうち規則で定めるものは、事業系一般廃棄物を区長の指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の種類、排出場所等を記載した一般廃棄物管理票を当該施設の管理者に提出しなければならない。
- 2 前項の事業者は、事業系一般廃棄物を他人に委託して区長の指定する処理施設に運搬させる場合には、当該委託を受けた者に同項の一般廃棄物管理票を交付しなければならない。
- 3 前項の規定により委託を受けた者は、その委託 を受けた事業系一般廃棄物を区長の指定する処 理施設に運搬する場合には、同項の一般廃棄物 管理票を当該施設の管理者に提出しなければな らない。
- 4 前 3 項に規定するもののほか、一般廃棄物管 理票の回付その他必要な事項は、規則で定める。

(改善命令等)

第46条 区長は、事業者が第41条又は第42条 の規定に違反していると認めるときは、その事 業者に対し、期限を定めて、必要な改善その他 必要な措置を採ることを命ずることができる。

(準用)

- 第 47 条 第 34 条第 1 項、第 35 条、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3、第 35 条の 4、第 38 条、 第 39 条及び第 40 条の規定は、事業系一般廃棄 物の処理について準用する。
- (一部改正 (平成 12 年条例 69 号・20 年 9 号))

第4節 産業廃棄物の処理

(一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物)

- 第48条 区長は、一般廃棄物の処理又は処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理を行うことができる。
- 2 区長は、前項の規定により一般廃棄物と併せて 処理することが必要と認める産業廃棄物の処理 を行う場合にあっては、当該産業廃棄物の処理 について、一般廃棄物処理計画の中で定めるも のとする。

(処理命令)

第49条 区長は、一般廃棄物の処理又は処理施設の機能に支障が生ずるおそれがあると認める

ときは、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者に対し、その産業廃棄物の保管、運搬又は処分を命ずることができる。

(準用)

- 第50条 第34条第1項、第35条、第40条、 第42条、第43条及び第46条(第41条の規 定に違反したことによる改善命令等に係るもの を除く。)の規定は、一般廃棄物と併せて処理す る産業廃棄物の処理について準用する。
- 第5節 大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置等第51条 規則で定める大規模建築物を建設しようとする者(以下「建設者」という。)は、当該建築物又は敷地内に一般廃棄物の保管場所及び保管設備(以下「保管場所等」という。)を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。
- 2 前項に規定する保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。
- 3 区長は、第1項に規定する保管場所等について建設者が前2項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を採ることを命ずることができる。
- 4 第1項に規定する建築物の占有者は、その建築物から排出される一般廃棄物を同項に規定する保管場所等に集めなければならない。

第6節 廃棄物処理手数料

(廃棄物処理手数料)

- 第52条 区長は、家庭廃棄物(動物の死体及びし尿を除く。以下この項において同じ。)の収集及び運搬をしたとき(粗大ごみの場合にあっては、収集及び運搬をするとき。)は、1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者又は粗大ごみその他の家庭廃棄物を臨時に排出する占有者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。
- 2 区長は、事業系一般廃棄物(動物の死体及びし 尿を除く。次項において同じ。) 又は第48条第 1項の規定により一般廃棄物と併せて処理する 産業廃棄物の収集及び運搬をするときは、これ らの廃棄物を排出する事業者又は臨時に排出し た事業者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を 徴収する。

- 3 区長は、事業者が事業系一般廃棄物又は第48 条第1項の規定により一般廃棄物と併せて処理 する産業廃棄物を区長の指定する最終処分場に 運搬したときは、その事業者から別表に掲げる 廃棄物処理手数料を徴収する。
- 4 区長は、別表に掲げる廃棄物の重量を基準にして算定する廃棄物処理手数料について、重量を 基準にして算定することが著しく実情に合わな いと認めるときは、規則で定めるところにより、 重量以外の基準により算定することができる。
- 5 既に納付した廃棄物処理手数料は、還付しない。 ただし、区長が特別の理由があると認めるとき は、その全部又は一部を還付することができる。

(有料粗大ごみ処理券の交付)

- 第53条 区長は、前条第1項の粗大ごみの廃棄 物処理手数料をあらかじめ納付した者に有料粗 大ごみ処理券を交付する。
- 2 有料粗大ごみ処理券に関し必要な事項は、規則で定める。

(有料ごみ処理券の交付)

- 第54条 区長は、第52条第2項の廃棄物処理 手数料をあらかじめ納付した者(臨時に排出す る事業者を除く。)に有料ごみ処理券を交付する。
- 2 有料ごみ処理券に関し必要な事項は、規則で定める。

(動物死体処理手数料)

第55条 区長は、第39条(第47条において準 用する場合を含む。)の規定による届出に従い動 物の死体を処理したときは、占有者又は事業者か ら別表に掲げる動物死体処理手数料を徴収する。

(手数料の減免)

第56条 区長は、天災その他特別の理由がある と認めるときは、第52条の廃棄物処理手数料 又は前条の動物死体処理手数料を減額し、又は 免除することができる。

(督促)

- 第57条 第52条の廃棄物処理手数料又は第55 条の動物死体処理手数料を納期限までに納付し ない者があるときは、納期限経過後20日以内 に規則で定める督促状を発行して督促する。
- 2 前項の督促状には、その発行の日から 15 日以内において納付すべき期限を指定する。

(延滞金の額及び徴収方法)

- 第58条 前条の規定による督促をした場合においては、第52条の廃棄物処理手数料又は第55条の動物死体処理手数料の額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額(1,000円未満の端数があるとき又は2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(督促状に指定する期限までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。
- 2 延滞金の確定金額に100円未満の端数がある とき又はその全額が1,000円未満であるときは、 その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(延滞金額の減免)

第59条 第52条の廃棄物処理手数料又は第55 条の動物死体処理手数料を納付すべき者が、災 害その他やむを得ない理由により納期限までに 納付できなかったときは、前条の規定による延 滞金額を減額し、又は免除することができる。

第4章 一般廃棄物処理業

(業の許可)

- 第60条 区長は、法第7条第1項若しくは第6 項又は第7条の2第1項の許可の申請が、法第7条第5項又は第10項(法第7条の2第2項 において準用する場合を含む。)に掲げる要件の ほか、次の各号に掲げる要件に適合していると 認めるときでなければ、これらの許可をしては ならない。
 - (1) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして規則で定める基準に適合するものであること。
 - (2) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア この条例若しくはこの条例に基づく処分 に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行 を終わり、又は執行を受けることがなくなっ た日から5年を経過しない者
 - イ この条例の規定により許可を取り消され、 その取消しの日から5年を経過しない者(当 該許可を取り消された者が法人である場合 においては、当該取消しの処分に係る目黒 区行政手続条例(平成8年3月目黒区条例 第1号。以下「行政手続条例」という。)第 15条の規定による通知があった日前60日

以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。)であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

- ウ この条例の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続条例第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- エ ウに規定する期間内に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出があった場合において、ウの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは使用人(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第4条の7に規定する使用人をいう。以下この号において同じ。)であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- オ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有 しない未成年者でその法定代理人がアから エまでのいずれかに該当するもの
- カ 法人でその役員又は使用人のうちにアからエまでのいずれかに該当する者のあるもの
- キ 個人で使用人のうちにアからエまでのいずれかに該当する者のあるもの
- 2 区長は、法第7条第1項若しくは第6項又は 第7条の2第1項の規定により許可をしたとき は、許可証を交付する。

(一部改正 [平成 15 年条例 36 号・17 年 65 号])

第 61 条 削除 (削除〔平成 17 年条例 65 号〕)

(処理基準)

第62条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、第34条第3項に規定する規則で定める基準に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

(遵守義務)

- 第63条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄 物処分業者は、次に掲げる事項を遵守しなけれ ばならない。
 - (1) 許可証を事務所又は事業所に備え置き、許可の内容が明らかになるようにしておくこと。
 - (2) 許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。

(事業の停止命令)

- 第64条 区長は、一般廃棄物収集運搬業者又は 一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該 当するときは、期間を定めて、その事業の全部 又は一部の停止を命ずることができる。
 - (1) この条例若しくはこの条例に基づく処分に 違反する行為(以下「違反行為」という。)を したとき又は他人に対して違反行為をするこ とを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しく は他人が違反行為をすることを助けたとき。
 - (2) その者の事業の用に供する施設又はその者 の能力が第60条第1項第1号に規定する基 準に適合しなくなったとき。

(一部改正〔平成 12 年条例 54 号・15 年 36 号・ 17 年 65 号〕)

(許可の取消し)

- 第64条の2 区長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条の規定による事業の停止命令に違反したときは、その許可を取り消さなければならない。
- 2 区長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄 物処分業者が次の各号のいずれかに該当すると きは、その許可を取り消すことができる。
 - (1) 第60条第1項第2号アからキまでのいずれかに該当するに至ったとき。
 - (2) 前条第 1 号に該当するとき (前項に該当するときを除く。)。
 - (3) 前条第2号に該当するとき。

(追加〔平成 15 年条例 36 号〕、一部改正〔平成 17 年条例 56 号・65 号〕)

(許可証の再交付)

第65条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、許可証を紛失し、又はき損したときは、規則で定めるところにより、直ちに区長に届け出て、その再交付を受けなければならない。

(許可手数料等)

- 第66条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。ただし、他の特別区において一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であって、区長の指定する処理施設への搬入のみを業とする許可を受けようとするものは、この限りでない。
 - (1) 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようと する者 15,000円
 - (2) 一般廃棄物処分業の許可を受けようとする 者 15.000 円
 - (3) 一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者 10,000円
 - (4) 一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者 10,000円
 - (5) 一般廃棄物収集運搬業者であって、その事業の範囲の変更の許可を受けようとするもの10,000円
 - (6) 一般廃棄物処分業者であって、その事業 の範囲の変更の許可を受けようとするもの 10.000円
 - (7) 許可証の再交付を受けようとする者 3,000円

(一部改正 [平成 17 年条例 65 号])

第5章 地域環境の清潔保持

(地域の生活環境)

第67条 土地又は建物を占有し、又は管理する 者は、その土地又は建物及びそれらの周囲の清 潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保 全するよう努めなければならない。

(公共の場所の清潔保持)

- 第68条 何人も公園、広場、道路その他の公共 の場所を汚してはならない。
- 2 公園、広場、道路その他の公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物(以下「宣伝物等」という。)を配布し、又は配布させた者は、その宣伝物等が散乱した場合においては、速やかに当該宣伝物等の清掃を行わなければならない。
- 3 土木工事、建築工事その他の工事に伴って土砂、

がれき、廃材等(以下「土砂等」という。)を生じさせる者は、土砂等を適正に管理して、道路 その他の公共の場所に土砂等が飛散し、及び流 出しないようにしなければならない。

(公共の場所の管理者の責務)

第69条 前条第1項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所に必要と認める場合は、公衆便所及び公衆用ごみ容器を設ける等その清潔を保ち、かつ、みだりに廃棄物が捨てられないように適正に管理しなければならない。

(空き地の管理)

- 第70条 空き地を所有し、又は管理する者は、 その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないよ うに、その周囲に囲いを設ける等適正に管理し なければならない。
- 2 前項に規定する者は、その空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

(改善命令等)

第71条 区長は、前3条のいずれかの規定に違 反することにより、生活環境を著しく害してい ると認められる者に対し、期限を定めて、必要 な改善その他必要な措置を採ることを命ずるこ とができる。

第6章 雑則

(市街地開発事業における処理施設)

- 第72条 規則で定める大規模な市街地開発事業を 行おうとする者は、当該市街地開発事業の計画の 策定に当たっては、当該市街地開発事業の区域から生ずる廃棄物を適正に処理するため、当該市街 地開発事業の区域に廃棄物の処理施設を確保す る等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 前項に規定する者は、当該市街地開発事業の計画の策定に当たっては、当該市街地開発事業の 区域から生ずる一般廃棄物の適正な処理方法等 について、あらかじめ区長に協議しなければな らない。

(報告の徴収)

第73条 区長は、法第18条第1項に規定する もののほか、この条例の施行に必要な限度にお いて、占有者その他の関係者に対し、必要な報 告を求めることができる。

(立入検査)

- 第74条 区長は、法第19条第1項に規定する もののほか、この条例の施行に必要な限度にお いて、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、 廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類 その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その 身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しな ければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(廃棄物管理指導員)

第75条 前条第1項の規定による立入検査並び に廃棄物の減量及び処理に関する指導の職務を 担当させるため、規則で定めるところにより、 廃棄物管理指導員を置く。

(委任)

第76条 この条例に規定するもののほか、この 条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

- 第77条 次の各号のいずれかに該当する者は、 200,000 円以下の罰金に処する。
 - (1) 第 32 条第 4 項の規定による命令に違反した者
 - (2) 第 43 条 (第 50 条において準用する場合 を含む。) の規定による命令に違反した者
 - (3) 第 46 条 (第 50 条において準用する場合 を含む。) の規定による命令に違反した者
 - (4) 第 51 条第 3 項の規定による命令に違反し た者
- 第78条 第40条(第47条及び第50条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者は、50,000円以下の罰金に処する。
- 第79条 次の各号のいずれかに該当する者は、 30,000円以下の罰金又は科料に処する。
 - (1) 第 51 条第 1 項の規定による届出をしなかった者
 - (2) 第63条の規定に違反した者
- 第80条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。) 前に東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例(平成4年6月東京都条例第140号。以下「都条例」という。)の規定により東京都知事が行った許可等の処分その他の行為又は東京都知事に対して行った許可の申請その他の行為で、施行日以後において区長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の相当規定により、区長が行った許可等の処分その他の行為又は区長に対して行った許可の申請その他の行為とみなす。
- 3 この条例施行の際現に都条例の規定により東京 都知事に対して報告、届出その他の手続をしな ければならない事項で当該手続がされていない ものであって施行日以後において区長が管理し、 及び執行することとなる事務に係るものについ ては、この条例の相当規定により区長に対して 報告、届出その他の手続をしなければならない 事項で当該手続がされていないものとみなす。

(有料粗大ごみ処理券等に関する経過措置)

4 施行日前に都条例第58条の2又は第58条の3の規定により東京都知事が交付した有料粗大ごみ処理券又は有料ごみ処理券については、施行日以後3月間、区長が収集し、及び運搬する廃棄物に添付するものに限り、第53条又は第54条の規定により区長が交付したものとみなす。

(延滞金の割合の特例)

5 当分の間、第58条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合

(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。この場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(一部改正〔平成 25 年条例 32 号〕)

(一般廃棄物処理業の許可手数料の特例)

6 一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分 業の許可を受けようとする者又は一般廃棄物収 集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者であっ て、その事業の範囲の変更の許可を受けようと するものに係る許可手数料について、施行日以 後6年間、区長は、規則で定めるところにより、 第66条第1号から第4号までに定める許可手 数料を減額し、又は免除することができる。

付 則 (平成 12 年条例第 54 号)

この条例は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。 ただし、第 17 条第 2 項の改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 12 年条例第 69 号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 (平成 15 年条例第 36 号)

この条例は、平成15年12月1日から施行する。

付 則 (平成 17 年条例第 56 号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

付 則 (平成 17 年条例第 65 号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成 19 年条例第 38 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。 ただし、付則第 5 項の規定は、公布の日から施 行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例(以下「新条例」という。)別表の1の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の収集及び運搬に係る廃棄物処理手数料について適用し、施行日前の収集及び運搬に係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日から平成20 年4月30日までの間の収集及び運搬に係る有 料ごみ処理券を添付する廃棄物の廃棄物処理手

数料は、施行日前にこの条例による改正前の目 黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正 処理に関する条例別表の1の規定による廃棄物 処理手数料を納付して交付を受けた有料ごみ処 理券を添付して廃棄物を排出する場合に限り、 なお従前の例による。

- 4 付則第2項の規定にかかわらず、施行日以後の収集及び運搬に係る粗大ごみの廃棄物処理手数料は、施行日前に収集及び運搬の申込みを受けた場合に限り、なお従前の例による。
- 5 新条例別表の1の規定による廃棄物処理手数 料に係る有料ごみ処理券を交付するための手続 等は、施行日前においても行うことができる。

付 則 (平成 20 年 3 月 14 日条例第 9 号) この条例は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。 付 則 (平成 24 年 12 月 7 日条例第 71 号)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例別表の1の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の収集及び運搬に係る廃棄物処理手数料について適用し、施行日前の収集及び運搬に係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日から平成25年10月31日までの間の収集及び運搬に係る有料ごみ処理券を添付する廃棄物の廃棄物処理手数料は、施行日前にこの条例による改正前の目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例別表の1の規定による廃棄物処理手数料を納付して交付を受けた有料ごみ処理券を添付して廃棄物を排出する場合に限り、なお従前の例による。
- 4 付則第2項の規定にかかわらず、施行日以後の収集及び運搬に係る粗大ごみの廃棄物処理手数料は、施行日前に収集及び運搬の申込みを受けた場合に限り、なお従前の例による。

付 則 (平成 25 年 12 月 6 日条例第 32 号)

- 1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区廃棄物の発生 抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例 付則第5項の規定は、延滞金のうちこの条例の 施行の日以後の期間に対応するものについて適 用し、同日前の期間に対応するものについては、 なお従前の例による。

- 付 則 (平成 28 年 12 月 7 日条例第 30 号)
- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例別表の1の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の収集及び運搬に係る廃棄物処理手数料について適用し、施行日前の収集及び運搬に係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日から平成29年10月31日までの間の収集及び運搬に係る有料ごみ処理券を添付する廃棄物の廃棄物処理手数料は、施行日前にこの条例による改正前の目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例別表の1の規定による廃棄物処理手数料を納付して交付を受けた有料ごみ処理券を添付して廃棄物を排出する場合に限り、なお従前の例による。
- 付 則(令和4年12月7日条例第35号)
- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例(以下「新条例」という。)別表の1の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の収集及び運搬に係る廃棄物処理手数料について適用し、施行日前の収集及び運搬に係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日から令和5年10月31日までの間の収集及び運搬に係る有料ごみ処理券を添付する廃棄物の廃棄物処理手数料は、施行日前にこの条例による改正前の目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例別表の1の規定による廃棄物処理手数料を納付して交付を受けた有料ごみ処理券を添付して廃棄物を排出する場合に限り、なお従前の例による。
- 4 付則第2項の規定にかかわらず、施行日以後の収集及び運搬に係る粗大ごみの廃棄物処理手数料は、施行日前に収集及び運搬の申込みを受けた場合に限り、なお従前の例による。
- 5 新条例別表の2の規定は、施行日以後に処理 の申込みを受けた場合の動物死体処理手数料につ いて適用し、施行日前に処理の申込みを受けた場 合の動物死体処理手数料については、なお従前の 例による。

別表 廃棄物処理手数料及び動物死体処理手数料 (第52条、第55条関係)

(一部改正〔平成 19 年条例 38 号・24 年 71 号・28 年 30 号・令和 4 年 35 号〕)

1 廃棄物処理手数料

| 区分 | 手数料 | | | |
|---------------|------------------|--|--|--|
| (1) 1日平均10キログ | 1 日平均 10 キログラムを超 | | | |
| ラムを超える量の家 | える量につき、1 キログラ | | | |
| 庭廃棄物を排出する | ムまでごとに | | | |
| 占有者 | 46 円 | | | |
| (2) 事業系一般廃棄物又 | 1 キログラムまでごとに | | | |
| は一般廃棄物と併せ | 46 円 | | | |
| て処理する産業廃棄 | ただし、有料ごみ処理券を | | | |
| 物を排出する事業者 | 添付して排出するときは、 | | | |
| | 10 リットルまでごとに 87 | | | |
| | 円を基準として、有料ごみ | | | |
| | 処理券の種別に応じ規則で | | | |
| | 定める額 | | | |
| (3) 臨時に排出する占有 | 1 キログラムまでごとに | | | |
| 者又は事業者 | 46 円 | | | |
| | ただし、粗大ごみについて | | | |
| | は、3,000円を限度として | | | |
| | 品目別に規則で定める額 | | | |
| (4) 区長の指定する最終 | 1 キログラムまでごとに | | | |
| 処分場に運搬した事 | 9円50銭 | | | |
| 業者 | | | | |

2 動物死体処理手数料

動物の死体 1頭につき 3,000円

5 目黒区基本構想

はじめに

目黒区は、憲法で定める地方自治の本旨に基づき、区民福祉の増進を図るために、地域における 行政を自らの判断と責任において総合的に実施する役割を広く担う、区民に最も身近な基礎自治体 です。

区は、これまでの基本構想において「人権と平和の尊重」「環境との共生」「住民自治の確立」の 理念を掲げて区政運営を行ってきました。こうした理念は普遍的なものであり、引き続き区政運営 の根底に置いて、住民参加により政策を実行していきます。

古くから現在に至るまで、目黒に暮らす人々が積み重ねてきた歴史や文化、様々な地域の活動を 更に発展させ、地域社会を個性豊かで活力あるものにするためには、区民、地域活動団体、非営利 活動団体、事業者、区が相互に協力し合い、地域課題を解決していくことが大切です。

そこで、目黒区が目指すべきまちの将来像や基本的な政策の目標を明らかにし、広く区民と共有 してまちづくりを進めるため、この基本構想を定めます。

第1章 基本構想の役割

基本構想とは、目黒区のまちづくりの基本的な理念や将来像と、それに向けての長期的な目標や 政策の方向を示すものです。行政計画の最上位の計画であるとともに、区と区民が共有し、地域社 会全体で実現すべき目標ともいえるものです。

目黒区は、この基本構想を行財政運営の基本的かつ総合的な指針として、区政の全ての側面において最大限に尊重します。

また、この基本構想とともに、区民憲章及び目黒区平和都市宣言等各種宣言に記した基本的な考え方を踏まえて、区政を運営します。

第2章 目指す時期と推進のための計画

この基本構想の実現を目指す時期は、21世紀の半ばである 20年後の 2040年を目途とします。ただし、この間に社会経済状況や目黒区を取り巻く環境が大きく変化したときには、基本構想を見直すこととします。基本構想の下に、構想実現のための政策に関する 10か年計画の基本計画、基本計画に定める政策を具体化する 5年以下の行財政計画である実施計画を定め、これらを目黒区の長期計画とします。また、長期計画の実施による成果を客観的に、わかりやすく検証することができるように、主要な施策・事業に数値目標を設定し、評価を行いながら、計画を推進します。

第3章 まちの将来像

おおよそ20年先に目指す「まちの将来像」を次のとおり定めます。

将来像

「さくら咲き 心地よいまち ずっと めぐろ」

将来像の考え方

目黒区は、便利で治安が良く、落ち着きのある住宅地とにぎわいのある商業地とが共存する「暮らしやすいまち」です。こうした住環境とともに、目黒の良好な環境の象徴ともいうべきまちのみどりや点在する歴史・文化資源、そして様々な地域の活動なども、後世に引き継いでいかなければなりません。

また、多様な区民が暮らすまちだからこそ、多様性が生かされ、誰一人取り残されることなく、 安心して生き生きと自分らしく暮らし続けられる地域社会を、区民と区が共に力を出し合って築い ていくことが求められます。

将来像に示した「さくら咲き」は、目黒らしさという視点を踏まえて、みどり豊かな環境とそこで暮らす区民の笑顔を「さくら」に例え、時代を通じて花が咲き誇る姿をイメージして表したものです。

目黒区は、将来にわたり社会や環境が目まぐるしく変化する中にあっても、地域で暮らす人や働く人、学ぶ人はもちろん、訪れる人も、誰にとっても、いつでも、いつまでも「心地よい」と感じることができるまちを目指します。

第4章 構想実現のための区政の運営方針

この基本構想を着実に実現していくために、今後の区政の運営方針を次のとおり定めます。

平和と人権・多様性の尊重

世界の恒久平和は人類共通の願いであり、人々の生活の豊かさの礎です。目黒区は、戦争の記憶を風化させることなく、平和の尊さへの理解を深め、争いや差別などがない平和な社会を次代に確実に引き継いでいきます。また、年齢、国籍、性のあり方、障害の有無などに関わらず、個性や違いを認め合うことができる意識の醸成を図り、全ての人が互いの人権を尊重し合う地域社会をつくります。

区民と区が共に力を出し合い連携・協力する区政の推進

区民と区が連携・協力する区政の前提として、多様な手段により積極的に情報発信を行い、更なる情報共有を進めます。また、区民と区がつながる双方向のコミュニケーションを確立し、より多くの機会や手段を通して区民が区政に参画できる環境を整えます。

そうした環境の下、地域の課題解決を自ら行う地域の活動団体や企業など、多様な地域社会の担い手と区が共に力を出し合い、連携・協力して、地域全体の力で区民生活の質の向上に努めます。

未来を見据えた持続可能な行財政運営

目指すべき未来を想像し、長期的な視点に立って、安定的に運営できる財政基盤を確立するとともに、施策の選択と集中により効果的な取組を見極め、起こり得る変化やリスクに適応した施策を展開します。また、区有施設の計画的な更新や、区民生活や地域社会に大きな変化をもたらす今後の技術革新に的確に対応し、行政のデジタル化をはじめとする業務改善と区民生活の質の向上とを両立して実現します。

これまでの仕組みや慣行にとらわれず、果敢に変革に挑戦できる人材を育成・活用し、限られた 行政資源の中でも効率的で将来にわたって持続可能な行財政運営を推進していきます。

第5章 基本目標

「まちの将来像」に掲げる「心地よいまち」をより具体的なまちの姿としてとらえ、実現するための区政運営の柱となる政策目標として、五つの基本目標を定めます。

基本目標1 学び合い成長し合えるまち

子どもたちの学びと成長は、目黒の未来への架け橋です。子どもを産み育てたいという希望が叶う環境は、地域社会の活力につながります。また、子どもたちだけでなく、年齢を重ねた後でも学びと成長は人を豊かにします。それが、生活の豊かさにつながります。

目黒区は、あらゆる場面で子どもの権利を尊重し、地域の温かな見守りの中で、子どもたちが生き生きと成長することができ、安心して子どもを産み育てられる地域社会をつくります。学校、家庭、地域が一体となり、子どもたちが個性を認め合いながら、学び、育ち合い、人として心豊かに、また、将来の社会の担い手として、健やかに成長することができる良好な教育環境を整えます。

更に、年齢を重ねても、生涯にわたり区民一人ひとりが希望に合った学びの機会を得ることができ、その学びを地域の中で生かすことができる学び合いの好循環の環境をつくります。

基本目標2 人が集い活力あふれるまち

地域は、そこに集う人がつくります。そして、様々な機会や手段を通じた人と人とのつながりが、 地域の活力や生活しやすい環境を生み出します。区民一人ひとりが自分の地域に関心を持ち、何か あったときには、そのつながりを基にして互いに助け合い、支え合っている、そんな地域の姿が求 められます。また、区民が心身ともに健康で文化的な生活を送り、地域の活気やにぎわいを創出す るためには、芸術文化、スポーツの振興や地域経済の発展も欠かせません。

目黒区は、地域に住む人、地域で働き、学ぶ人など、地域に集う様々な人々が、多様な地域活動や自治体同士の交流、様々な観光資源等、更には芸術文化やスポーツの活動を通して、豊かなコミュニティを形成し、盛んに交流し、活発に活動しているまちを目指します。また、個性豊かな地域産業や魅力ある商店街の持続的な発展を支え、まちのにぎわいを創出します。

基本目標3 健康で自分らしく暮らせるまち

誰もが、どんなときでも、自分らしく生き生きと活動することができれば、全ての区民の生活が 豊かになります。健康や生活上の様々な困難に直面したとき、社会から孤立せず、安心して暮らし 続けられる環境は、区民一人ひとりが暮らしやすく、生きがいを持ち、地域を共に創っていく地域 共生社会の実現につながります。

目黒区は、年齢や障害、疾病、経済状況などの事情に関わらず、誰一人取り残されることなく、全ての区民が住み慣れた地域で、生涯を通じて自分らしく健康に生き生きと暮らし続けられる環境を整えます。そうした暮らしの支えとなる共に支え合う地域づくりとともに、保健・医療・福祉の連携を進め、それらの充実を図ります。また、感染症などの健康危機にも対応できる質の高い医療提供体制の整備や、食の安全などの生活環境の確保に努めます。

基本目標4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

全ての区民が生き生きと暮らし、活動するためには、誰もが行動しやすく、暮らしやすいよう、まちの快適さと利便性を高めていくことが必要です。また、都市生活の潤いであるみどりは、区民の生活に不可欠であり、魅力ある景観を形成する役割も担っています。こうしたまちづくりが、まちの魅力を高め、区民の愛着を生みます。

目黒区は、地域の魅力となる商業地や利便性が高く良好な住環境など、それぞれの地域特性を生かしたまちづくりを進めるとともに、都会にあっても多様な生物が息づくみどり豊かな環境を守り、 目黒らしい都市景観を形成・維持します。加えて、誰もが快適で安全な都市基盤施設の整備を進め、 みどりの潤いと利便性の高い都市機能が共存する心地よい生活空間をつくります。また、地球環境 を意識した環境負荷の少ない生活行動や事業活動を促し、豊かな暮らしを次代に引き継ぐことができる持続可能な地域社会をつくります。

基本目標5 安全で安心して暮らせるまち

東京における大規模地震の発生リスクに加え、地球温暖化を要因として台風やゲリラ豪雨は大規模化・激甚化しており、自然災害により甚大な被害が発生する危険性は従来にも増して高まっています。こうした自然災害による被害を軽減させるためには、発生予測などの情報を広く共有し、予防・応急対応や復旧・復興に係る対応能力を高め、災害に強いまちをつくっていく必要があります。また、区民の日常生活を脅かす犯罪や交通事故、新たな感染症の発生などへの対策も、安全で安心して暮らせるまちの実現には欠かせません。

目黒区は、住宅や施設、都市基盤の防災・減災機能の向上を推進するとともに、災害に備える日頃の取組を支え、区民、地域団体、企業、そして区がそれぞれの役割を理解し、助け合う自助・共助・公助の連携・協力体制を整えます。また、時代や環境に伴って変化する犯罪や消費者被害、交通事故、感染症の脅威などから区民を守り、誰もが安全で安心して生活できる環境をつくります。

6 目黒区基本計画(抜粋)

第3部 基本目標別計画 第2章 基本目標別の政策と施策 基本目標4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

政策 5 持続可能な循環型社会の実現

現状と課題

世界は、気候変動や海洋汚染、資源の枯渇といった危機的状況に直面しています。この危機に立ち向かい、地球への負荷を減らしていくために、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会から循環型社会への転換が、全世界の重要な課題となっています。これまでも、国や自治体、民間企業、各種団体等において、新たな制度の創設やビジネスモデルの構築など様々な取組を実施しています。令和2 (2020) 年度に行った区政に対する意識調査においても、約5割の区民が「循環型社会の構築」が「重要である」としており、「まあ重要である」を合わせるとその割合は約9割となっています。目黒区は、目黒区環境基本計画や目黒区一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量化・資源化に取り組んできましたが、持続可能な循環型社会を実現するためには、区民や事業者と共に、3Rや廃棄物適正処理の取組を拡充・強化していく必要があります。

10 年後の姿

区民一人ひとりが、3R (リデュース・リユース・リサイクル) とごみの適正処理に積極的に取り組み、環境に配慮した消費行動が取られています。事業者も、業務改善や技術革新などにより、廃棄物の発生抑制、資源の再使用・再生利用を促進し、事業活動による環境への負荷を最小限に抑えています。

区民や事業者と環境意識が共有され、適切に推進された 3R によって構築された循環型社会の中で、先進国の一自治体として、限りある地球資源の保全を積極的に進めています。

施策1 廃棄物の発生抑制の徹底(リデュース)

ごみの発生を減らすことが楽しくなるような方法を周知することで、リバウンドしない体制を構築します。関連する SDGs のゴールを踏まえ、目黒区は、排出量の削減効果が大きく見込める可燃ごみのうち、資源化や再利用の可能性があるものについて対策を推進します。資源の有効活用により、区民・事業者がごみの発生を抑制する取組を進めます。また、燃やすごみの減量は、焼却に伴う二酸化炭素の発生を抑制することになり、ごみの発生を抑制し、埋立地を増やさないことにも繋がります。

【主な取組】

- ●ごみの減量を自然に促す普及啓発
- ●可燃ごみの減量

施策2 資源の再使用の推進(リユース)

自然への負担を減らし、限られた資源の有効活用策として、リユースの更なる充実を図ります。 関連する SDGs のゴールを踏まえ、目黒区は、粗大ごみを有料で収集し処分するばかりでなく、 リユース業界と連携することにより、排出者自身が粗大ごみを商品として売却しやすくなるような 基盤づくりを進めます。また、区民や事業者に対して、リユース容器等の利用を広めるために啓発 を図ります。形を変えず繰り返し使うことにより循環型社会の形成が進むとともに、新たに採掘す る天然資源や生産にかかるエネルギーも減り、「住み続けられるまち」の構築と、「気候変動対策」 に寄与するものです。

【主な取組】

- ●リユース業界との連携
- ●リユース容器等の利用促進と拡大生産者責任の意識啓発

施策3 資源の再生利用の促進(リサイクル)

資源として回収(リサイクル)するものの種別や量を拡大していく取組を進めていきます。関連する SDGs のゴールを踏まえ、目黒区は、資源の再生利用 (リサイクル)を進めます。リサイクルは、資源・エネルギーの節約につながり、二酸化炭素の発生抑制にも寄与します。つまり、「住み続けられるまち」を構築するとともに「気候変動対策」としても効果を発揮します。また、プラスチックなどの海洋ごみは生態系に重大な悪影響を与えており、リサイクルの推進は「海の豊かさ」を守ることにもつながります。

【主な取組】

- ●資源化促進のための仕組みづくりと普及啓発
- ●新たなリサイクル手法の活用
- ●リサイクル対象品目の拡大

施策4 廃棄物の適正処理の徹底

更なる分別回収の徹底、排出指導の強化を推進し、持続可能な循環型社会の実現に取り組みます。 関連する SDGs のゴールを踏まえ、目黒区は、区民や事業者に対して、廃棄物の適正な処理方法 について徹底していくとともに、事業用大規模建築物所有者に対する排出指導や小規模事業者に対 するごみ減量化の呼びかけを推進していきます。また、廃棄物の適正処理は、大気の質の改善や海 洋汚染の防止につながります。区は引き続き東京都、特別区、東京二十三区清掃一部事務組合と連 携を図りながら最終処分場の延命化を図り、持続可能な清掃事業を実施するため、ごみ減量施策を はじめとした循環型社会形成の施策を推し進めるとともに環境への負荷の少ない地域社会を実現し ていきます。

【主な取組】

- ●ごみの排出対策・指導の推進
- 事業用大規模建築物の排出指導の推進
- ●資源等の分別回収の徹底

第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

持続可能な社会づくりとの統合的な取組

- ✓ 誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され。 健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界
- ✓ 環境、経済、社会的側面を統合的に向上

地域循環共生圈 形成による 地域活性化

- ✓地域の資源生産 性向上
- √生物多様性の 確保
- **V低炭素化**

来

目 標 値

- ✓地域の活性化
- ✓災害に強いロンバ クトで強靭なまち J(n)

ライフサイクル全体 での徹底的な 資源循環

√第四次產業革命 により、「必要なモ ノ・リービスを、必 要な人に、必要な 時に、必要なだけ 提供する」

適正処理の推進と 環境再生

- ✓ 廃棄物の適正処 理(システム、体 制、技術の適切な 整備)
- ✓地域環境の再生 (海洋ごみ、不法 投棄、空き家等)
- ✓震災被災地の環 境再生、未来志 向の復興創生

災害廃棄物処理 体制の構築

✓災害廃棄物の通 正・迅速な処理 (年時より重層 的な廃棄物処理 システムを強靭 化)

過正な国際資源 循環体制の構築と 循環産業の海外展開

✓資源効率性が高く、 現在および将来世 代の健康で安全 な生活と豊かな生 態系が確保された 世界

循環分野における基盤整備

- ✓ 情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成
- ✓ 多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会

| | 2008 11 | 2015 THE | - 2 | 025年滑目標 | I . |
|---------------|---------|----------|-----|-----------|--------------|
| 資源生産性 (万円/トン) | 24 | 38 | 49 | (+102%) | |
| 入口側の循環利用率(%) | 10 | 16 | 18 | (+8ポイント) | |
| 出口側の循環利用率 (%) | 36 | 44 | 47 | (+11ポイント) | |
| 最終処分量(百万トン) | 57 | 14 | 13 | (▲77%) | () 内は2000年度比 |

持続可能な社会づくりとの統合的な取組

適正処理の推進と

環境再生

· 安定的·効率的な処理

地域での新たな価値割

出に資する処理施設

環境産業全体の健全

○適正処理

4428

化·振興

- ○地域循環共生圏の形成
- ○シェアリング等の2 Rビジネスの促進、評価
- ○家庭系食品口ス半減に向けた国民運動
- ○高齢化社会に対応した廃棄物処理体制
- ○未利用間伐材等のエネルギー額としての活用
- ○廃棄物エネルギーの徹底活用
- ○マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策
- ○災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進
- ○廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開

国 0 取 組

地域循環共生團 形成による 地域活性化

- ○地域循環共生 圏の形成
- 課題の担り起こい ・実現可能性調査への 支援
- ○コンパクトで強靭 なまちづくり
- ○バイオマスの地域 内での利活用

ライフサイクル全体 での徹底的な 資源循環

- ○開発設計段階での 省資源化等の普及 促进
- ○シェアリング等の 2 Rビジネスの促進。 評価
- ○素材別の取組等
- プラスチック戦略
- ・バイオマス
- 会属(都市転出の活用)
- 太陽光発電設備 ・おむつりサイクル

- 土石·建設材料

○環境再生

- マイクロプラスチョクを含 の海洋ごみ対策
- 空声車・空声店舗封第
- ○東日本大震災か 6の環境再生

災害廃棄物処理 体制の構築

- 〇自治体
 - 災害廃棄物別導計画
 - 国民へ情報発信、コ ミュンケーション

○地域

- 地域プロック総議会
- 共同訓練、人材交流 の場。センナーの開催

〇全国

- D.Waste-Netの体制 强化
- ・災害時に拠点となる職 是物料理施設
- IT等最新技術の活用

適正な国際資源 循環体制の構築と 循環産業の海外展開

○国際資源循環

- 国内外で発生した二次 資源を日本の環境先 進技術を述かし選正に りサイクル
- アラア・太平洋3R推進 フォーラム等を適じて、 情報共有等を推進

○海外展開

- 我が窓の架の窓い環境 つフラを制度・システ ム・技術等のパッケージ として海外展開
- 災害廃棄物対策パウハ ウの提供、被災国支援

循環分野における基盤整備

- ○電子マニフェストを含む情報の活用
- ○技術開発等(廃棄物分野のIT活用)
- ○人材育成、普及啓発等(Re-Styleキャンバーン)

出典 (環境省)

(2021年9月第定) 東京都資源循環・廃棄物処理計画【概要版】

►質量なび:系書なら凶部及び指征に落する沿筆に落力へ沿が中国もあり、『米米の条従』数据(2021年3月製計)及び条灰路線系統を記憶(2016年3月製計)に終しく函型公司の計画 ●器 8:2021年終から2028年経代の8 年間(2050年本民版 7.2080年のパツョン本級形)

第1章 資源循環及び密棄物処理を取り整く状況

板が回の複製利用と服務整的物

- ・我が国は、年間16億トンの資源等を利用、その約半数を輸入に依存する一方で指揮利用量は 16%にカスポン、兵撃の職隊を見る警点に影響を掛ける合義兵(2017年級)
- 地間、資源利用に伴う選挙的更ガスの提出、生物多様性の減少など地及技様の環境影響が加大 ・ 禁薬団命の禁災兵衛による、 心家、 日町の東級宝倉職員包に示い、 高党部占によめ重総を用の ・「指導品質な国際田舗 (SDGs) 」や「ハリ協社」の美国に向けた地力が危機

2 東京の資源利用

- ・聚長は第三分面数の配合が多く、都与小記載れたる個質的な製団局も多くは数字が繋続われて こめにかどの、繁殖の肝心訓除的数がなを強襲もの多くは否能が詳知
 - ・大当数もとしたの口語なの、メーガーセケーガス研究者に対して経路的最も指数回面和くの質 価を促すことが可能
 - ・「見しいロ解」への等市に定り条業等の採出パターンの数方に立得する念職

計画策定の基本的収載スカ

[2030年度に立けた東京の南張編集・南無徳処理のある人の形]

する社会の構築を目指すとともに、社会的はコストや環境免許を踏まえた上で、社会基盤と 「東京が大橋市としての活力を維持し、社会を発展させるでめ、特徴可能な形で展験を利用 しての医療物・コケインルシスドムの独行を回旋ド

三本の柱

(1) 特徴可能な資源利用の実現 ⇒ 加策1及び2

天然鎮弾の延暫量を指揮し、資源の採取かの治費に係る機能向的か构成

- ・養服を辿る様々な社会的語の解決に問題
- ・発生した階級権振や影響を行、議論別社会形成指揮解を行む結び必能的にのっての3Rが簡易

2) 概葉物処理システムのフスルアップ - 転送3及び4

- ・社の義所の政務部においても宗義語・リサイクルの仕組みを禁制する受徴
- ・この存出等のサポートから、デジタルため保護等による影響を含用の解散・色部プロセスの 略量化・対象化まで、あらゆる資価・プロセスでの収穫が必識
 - 社会システムとして、廃棄物的理システムを強化

3)社会包隷服くの厳教なチャフンジ + 振楽5

- ・新型コロナウィルス修译信仰の米器等の信頼にも対応できる原業特別理システムを確立
- 災害発生物、迅速かつ適正な災害廃棄物の発出
- 2060年002採出実験セロ(ゼロエミッション)は人器共通の個大の鍵閣である口とを認

際回避4872公野部 幕8第

商棄物行政の取組進捗及び資源効率性を消る指標を選定し、以下を計画目標として設定

8

(単語ロスの製質)

○一志楽楽哲評出職: 2025年級 440万トン、2030年級 410万トン

②プラスチックを打造図書:2030年数 40%(2017年展刊) 3条約ロス形成職:2030年度 38万トン

|薬器の第二世の第第2番の施設の登録|

4-散業重担兩年利用書:2025年編 31%,2030年編 37% ら観終処分職:2025年度 82万トン、2030年度 77万トン

、災害廃棄物の処理体制の複雑】

你因为因在汉朝集業也完成中國服役者: 2025年級 100%

非關於衛星

施策1 資源ロスの更なる削減

- ・プレスチック形成プログラム及び製のロス形容有益学園の魅力も、近重者なメーカー助の指摘 ○れ配催の指揮 (画)
 - ・養理におら信息方、豊穣米にから収入西参議庁方なども知られ原義語の条件は問題の後回

施策2 廃棄物の循環利用の更なる促進

- ・公司政策を行大による政策がプラスチックにそのこけとのの原理(画
- ê 事業者の自主的な数態能量及び8月旬利と連携した指導により事業系需義物の3円を指摘
 - ・工事記載での立空を得ながによる異弦楽書材のジサイクうを反補
 - ・韓国的機能四の間収拾人を除门を営用の格益なが、建設ルナンサイクラかの背景を応用基

廃棄物処理システムの強化 施策3

- ・事業系施験物の避損収集により収集維御を効率化するなど、社会権助の安化に素軟に切得で適 ・事務部課令名書経出等の手続後における稿子化業品、ICTやPPA店目による業務効果化(第)
 - の四部不能を重要 (第・要)

・反応的技が顕然する影響な色理解影響の内域化・無常化による社会コストの整理(第)

・処理が難しい後着物の低温困難性の評価を認めた結盟の結婚的な技能がを検討(新・職) ・PCB対策及27千环路線対策の編集な機能

- ・机圧な取組を事業化する上でのハードルを下げるため、モデル事業の実施により試験的に社会 **展製に取り組める場を設在することもに、事業地がチャンソシックがに設局を整備** 指領4 健全で信頼される静脈アジネスの舵脳
 - ・サーキュリー・エコノミーに向けた枠組みを指記するなど環境対策と経済的指し(量)

他策5 社会的な課題への約確な対応

- ・極級症が数の機能等による事業機能性の課保、システムとしてのフシリエンス強化(類)
 - ・即書画下芸蔵布に備え、社長で近望するための共四品類、監当四本との組長はども推進 ・広局連携によるリケイクルや不活投棄接着に向けた収組の推進
 - ・たロエバッツョンログは関係の表記、商品機器の検案〈個〉

出典 (東京都環境局) 今後想定される

5項目の施策と

首都直下地震などの有事に備え、前計画に「災害等発生時の体制確保」を追加し、 昨今の新型コロナウイルスの感染拡大、大型台風や集中豪雨による水害のほか、

16の取組により、循環型社会形成に寄与していきます。

令和3年2月策定 令和5年3月一部変更

施策及び取組

က

なお、計画は概ね5年ごとに改定す るとともに、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、5年に捉われず、適宜必要な見直し 計画期間を令和3年度から令和16年度までとしています。 本計画は、 を行います。

平成26年度以降ほぼ横ばい

減少傾向となっていましたが、

23区のごみ量は平成18年度以降、

となっています。

[単位:万トン]

400 300

23区のごみ量実績

棒込 277

■区収粗大

■区収不総

■区収可燃

275

277

275

278

278

282

283

284

288

295

306

322

333

350 250 200 150 20

一般廃棄物処理基本計画【概要版 一部事務組合 東京二十三冈清掃 はじめに

(2) 地球温暖化防止対策への適切な対応 (3) その他の環境への取組 (緑化、太陽光発電、雨水利用等) (2) 収集に配慮した受入体制の確保 (3) 不適正搬入防止対策 (4) 計画的な施設整備の推進 (5) ごみ処理技術の動向の把握 (2) ごみ処理過程での資源回収 (3) 破砕処理残さの最終処分量削減 (1) 環境保全対策(2) 環境マネジメントシステムの活用 (1) 熱エネルギーの一層の有効利用 (1) 災害等発生時の体制確保 (2) 清掃工場の強靭化 (3) 地域防災への貢献 盤 岳 (1) 焼却灰の資源化 (1) 安定稼働の確保 1 効率的で安定した全量 処理体制の確保 3 地球温暖化防止対策 最終処分場の延命化 2 環境負荷の低減 5 災害対策の強化 施策 の推進 日標 循環型ごみ処理システムの推進

図-3 本計画の施策体系

施設整備計画

4

William Commencer

A Spor

W. Hoes

P. C.

Willer

14.9°

15 S.S.

11 H. E.

HEE

W. Hoc

HE1

100

令和16年度の予測ごみ量は、令和元年度の実績値277万トンに対し、2万トン減の275万トンと

事業系ごみは経済動向の推移等を踏まえて予測しました。

家庭ごみは人口動態、

ごみ量予測

0

推計しました。

[単位:万トン]

200 400 300 200 100

ごみ量の推移

⊠ |-

ごみの全量焼却に必要な焼却能力分を満たすことが困難となります。そのため、以下の二つの 平成初頭に集中して建設された 16 工場が耐用年数を迎え、建替時期が重複することから、 (1) 施設整備計画策定における課題 対策が必要です。

一部の工場に延命化工事を取り入れ、工場の耐用年数を40年程度に伸ばし、建替時期の分 建替時期の分散化 散化を図ります。

建替えによって低下する焼却能力分を補うために、今後建て替える工場の規模の拡大を検 イ 焼却能力の増加(施設規模の拡大)

排出抑制量

ごみ量

280

281

281

281

280

280

278

422

425

425

426

427

428

427

427

427

427

425

425

全量焼却体制 エネルギー価格や建設資材価格の高騰による清掃工 場整備事業への影響が大きくなっています。そのため新たな整備手法として「リニューアルエ 事」を導入し、各清掃工場の状況に応じ3つの整備手法を組み合わせることで、 の確保を図ります。(令和5年3月一部変更) また、令和3年2月の本計画改定以降、

> \$ X91 # 15.07 W. Ber W. Her # () ごみ量の予測値の推移 # 17 # HO, W.He \$ 14g <u>⊠</u> – 2 \$\dag{\psi_{\text{\pi_{\sin{\psi_{\text{\pi_{\sin{\psi_{\sin{\psi_{\sin{\psi_{\sin{\psi_{\sin{\psi_{\sin{\psi_{\sin{\psi_{\sin{\psi_{\sin{\psi_{\sin\exitin{\pi_{\sin\exitingles}}}}}}}}}\enginesembed\exitinmed{\pi_{\sin\exitin\sin_{\sin\exitin{\pi_{\sin\exitin{\pi_{\sin\exitin{\pi_{\sin\exitingles}}}}}} \endotkindex{\pi_{\sin\exitin{\pi_{\sin\exitin{\pi_{\sin\exitin{\pi_{\sin\exitin{\pi_{\sin\exitin{\pi_{\sin\exitin #₁₀ ₩_{¥0} 南沙 W. H. S. T. H. S.

> > 出典(清掃一組)

(2) 清掃工場の施設整備計画策定における基本的考え方

ア リニューアル工事や延命化工事の手法を取り入れるとともに、施設規模や整備時期の見直 しを行い、将来にわたって安定的な焼却能力が確保できるようにします。

イ 収集・運搬の効率性に配慮し、隣接する施設の整備時期が出来る限り重ならないようにし

ウ 自然災害等による被災や機器故障などによる焼却能力低下等のリスクを分散するため、焼 却炉の複数炉化を計画します。また、将来のアンパランスの是正に向け、可能な範囲で施設 規模の見直しを検討していきます。

(3) 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設

令和5年度から中防不燃ごみ処理センター第一プラント跡地に中防不燃・粗大ごみ処理施設 を整備します。不燃ごみ・粗大ごみを効率的・安定的に共通処理を行います。

の焼劫灰の資源化事業拡大に伴い増加する焼却灰の搬送用コンテナ置場等に利用します。(令和 なお、休止中の破砕ごみ処理施設は、令和5年度から解体工事を実施します。解体後の敷地 は、中防不燃・粗大ごみ処理施設の整備工事を円滑に推進するために利用するとともに、今後 5年3月一部変更)

最終処分場の延命化 2

最終処分量を、以下の取組により、令和16年度までに17.3万トンに削減します。

(1)焼却灰の資源化量を、セメント原料化、徐冷スラグ化を順次拡大するとともに、焼成砂化の本 格実施に取り組み、令和16年度までに16.2万トンとします。

R17年度~

ゆんエ 年月 H27.11 H29.9

工場名

業

松

光が丘

8

37

36

34

32

30 58

Î s

H8. 3

十級

H9. 1

三三三 田翩

H10. 1 H10.3 H10.9 H11. 1

H7. 12

本用

H3. 3

33

8

29

13

H26.9

换

⊀⊞

A1009

00k×2 ff (20 21 22

H15.6

※ 無

H17.3

田田 三唱

H14. 11

H13. 7

災 板橋 H18. 3 H18. 12 H20.3

> 施雅 中田谷

H11.6 H13. 7

电电 #

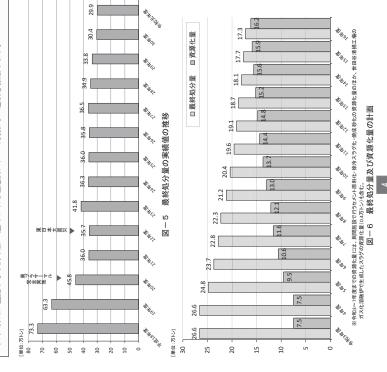
剎

新江東

놮

(2) 不燃ごみ・粗大ごみの可燃系残さを清掃工場で全量焼却処理します。

(3) 新たに整備する中防不燃・粗大ごみ処理施設において資源等の選別を徹底します。



※1 施設規模については、今後のごみ畳の実績等を踏まえ次回の計画改定の際 (令和 6年度末改定予定) に改めて見直す CLOSI CONTRACTOR CONTRACTOR 清掃工場処理量 上記表の 焼却余力

3枠内の数字は稼動年数を示す。また、

リニューアル 工事 〈一〉:延命化工事 〈一】:再整備工事 〈一):2020年東京大会に作り停止 () 内の数字は建物の建築年数を、★は、建替事業開始年度を示す。

279 279

276 278

(カトン) (万トン)

(%)

300

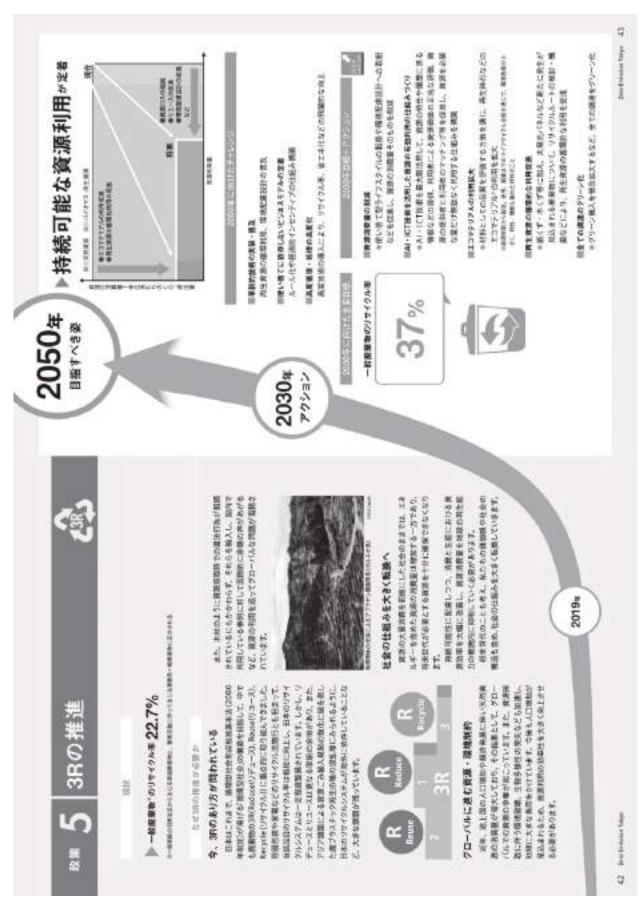
計画年間焼却能力

図ー4 清掃工場の整備スケジュール(令和5年3月一部変更)

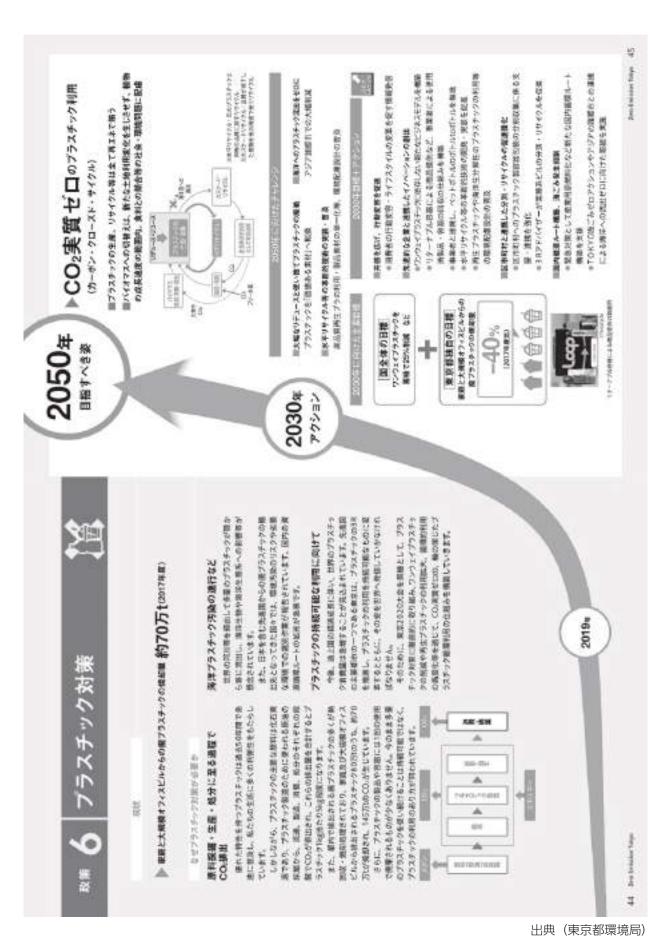
1 **※** △009 ※

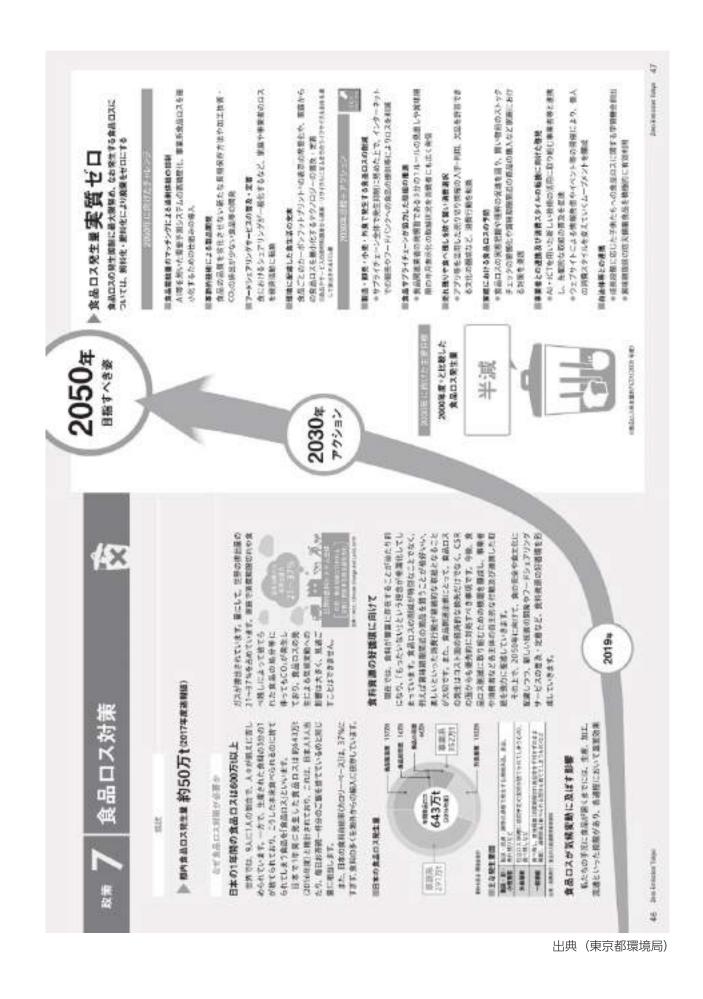
15 16

出典 (清掃一組)



出典(東京都環境局)





| 11 | プラスチックリサイクルの温室効果ガス削減効果の試算

目黒区では、それまで燃やすごみとして収集し焼却していた製品プラスチックについて、令和5年7月から資源回収してリサイクルする事業を開始しました。そこで、プラスチックを資源回収してリサイクルする場合と、燃やすごみとして収集運搬し、焼却により発生する熱エネルギーを廃棄物発電に有効利用する場合のそれぞれについて、温室効果ガス排出量(二酸化炭素相当量)を試算し、プラスチックの資源回収の開始による温室効果ガス削減効果を検証しました。

1 試算方法

東京都環境局による温室効果ガス排出量の試算手法*(以下、「東京都試算」とします)を参考に、最新のデータを用いて以下のシナリオ1とシナリオ2の2通りで試算を行い、それぞれを比較することで、プラスチック1トンを資源回収してリサイクルすることによる温室効果ガス削減効果を検証しました。なお、収集運搬等による温室効果ガス排出量はいずれのケースも同量としています。 ※東京都環境局ウェブサイト「プラスチック製容器包装」より

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/500200a20201207113423859.html

(1) シナリオ1 (資源回収してリサイクル)

プラスチックを資源回収し、材料リサイクルやケミカルリサイクルによりリサイクルする場合の 温室効果ガス排出量を試算します。

材料リサイクルについては、再生樹脂の用途が様々であることから、「プラスチック製容器包装再商品化手法およびエネルギーリカバリーの環境負荷評価報告」(海洋プラスチック問題対応協議会(JaIME)、2019年3月)(以下、「JaIME 報告書」という。)で中間的な値として示されている「リターナブルパレット(新規樹脂代替、代替率単純平均値)」の温室効果ガス排出量を使用することとします。

ケミカルリサイクルについては、(公財)日本容器包装リサイクル協会の令和4年度リサイクル 実績のうち最も多い(ケミカルリサイクルのうち約73%)「コークス炉化学原料化」の温室効果 ガス排出量を使用することとします。

これらふたつの温室効果ガス排出量をもとに、区のリサイクル実績を考慮して、シナリオ 1 の温室効果ガス排出量とします。

(2) シナリオ2 (燃やすごみとして収集運搬後、廃棄物発電に利用)

プラスチックを燃やすごみとして収集運搬し、焼却により発生する熱エネルギーを清掃工場において廃棄物発電に利用する場合の温室効果ガス排出量を試算します。

プラスチックを焼却すると温室効果ガスが発生しますが、焼却の際の熱エネルギーを利用して廃棄物発電すれば、その分の温室効果ガスを削減することができます。プラスチックの焼却による温室効果ガス発生量から廃棄物発電による温室効果ガス削減量を差し引き、実質的な温室効果ガス排出量とします。

2 試算結果

(1) シナリオ1:資源回収してリサイクルする場合の温室効果ガス排出量

①材料リサイクル (リターナブルパレット)

資源回収してリターナブルパレットにリサイクルする場合、再度のリサイクルを想定せず、一度 使った後に焼却する条件で、合計 3.22 トンの温室効果ガスが排出されます。一方で、ゼロから製品を製造する必要がなくなるため、製造に要する 1.16 トンの温室効果ガスを削減できます。また、リサイクルに伴って発生する残渣を廃棄物発電に利用することができ、0.92 トンの温室効果ガスを削減できます。これらより、材料リサイクル(リターナブルパレット)による温室効果ガスの実質的な排出量は 1.14 トンとなります。

3.22 トンー 1.16 トンー 0.92 トン= 1.14 トン

②ケミカルリサイクル (コークス炉化学原料化)

資源回収してコークスにケミカルリサイクルする場合、合計 3.08 トンの温室効果ガスを排出します。一方で、コークスを製造する際に用いる石炭を使用しなくてよくなることから、3.55 トンの温室効果ガスを削減できます。これらを合計すると、ケミカルリサイクル(コークス炉化学原料化)の温室効果ガス排出量はマイナス 0.47 トンとなります。

3.08 トンー 3.55 トン=ー 0.47 トン

③シナリオ1による温室効果ガス排出量

(公財)日本容器包装リサイクル協会によると、令和4年度の資源回収したプラスチック製容器 包装のリサイクル方法は、材料リサイクルが56%、ケミカルリサイクルが44%ですので、加重 平均すると温室効果ガス排出量は0.43トンとなります。

(2) シナリオ2: 燃やすごみとして収集運搬後、廃棄物発電に利用した場合の温室効果ガス排出量/

プラスチックごみの収集運搬、焼却により 2.79 トンの温室効果ガスを排出します。一方で、焼却により発生する熱エネルギーを利用して廃棄物発電した電力に相当する分については、電力会社の電力を購入しなくてよくなります。清掃一組の清掃工場における廃棄物発電効率は加重平均で15.9%(令和 3 年度実績)であり、JaIME 報告書を基に計算すると、廃棄物発電に伴う温室効果ガス削減量は 0.91 トンとなります。これらより、燃やすごみとして収集運搬した場合の温室効果ガス排出量は 1.88 トンとなります。

2.79 トンー 0.91 トン= 1.88 トン

(3) プラスチックリサイクルの温室効果ガス削減効果

温室効果ガス排出量は、シナリオ 1 が 0.43 トン、シナリオ 2 が 1.88 トンですので、プラスチック 1 トンを資源回収してリサイクルした場合には、燃やすごみとして収集運搬後、廃棄物発電に利用する場合と比較して 1.45 トンの温室効果ガス削減効果があります。

0.43 トンー 1.88 トン=ー 1.45 トン

|12| | 目黒区一般廃棄物処理基本計画改定に向けた基礎調査報告書(要旨)

1 調査概要

区内から発生するごみと資源の排出実態と区民・事業者の意向を把握し、本計画の改定に向けた 基礎資料を得るため基礎調査を実施しました。主な調査は次のとおりです。

(1) 家庭ごみ組成分析調査

区内の家庭から排出されたごみとそこに混入している資源の状況を、住居形態別に調査しました。

(2) 家庭ごみ計量調査

区内の家庭から排出されたごみの重量を世帯人数、住居形態ごとに分類して調査し、各分類における、1人1日あたりのごみ量を比較しました。

(3) 事業系燃やすごみ組成分析調査

事業所から区収集に排出される燃やすごみの組成と分別状況、事業系有料ごみ処理券の貼付状況 を調査しました。

(4) 区民アンケート調査

区民が家庭でどのようにごみと資源を処理しているのか、ごみ減量やリサイクルについてどのように取り組んでいるのかを把握することとあわせ、区が実施している各種施策への意見、今後の方向性等の意識・意向を調査しました。

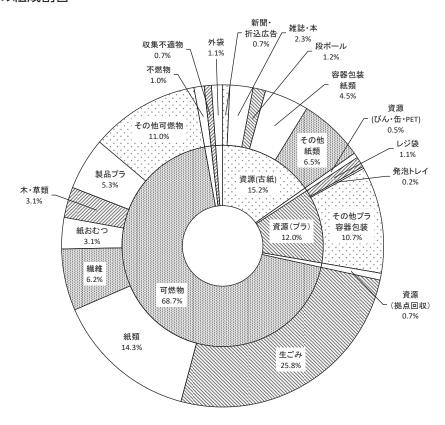
(5) 事業者アンケート調査

事業者から排出されるごみと資源の発生量と処理状況、ごみ減量やリサイクルについての取組、 区の施策・情報についての意識・意向を調査しました。

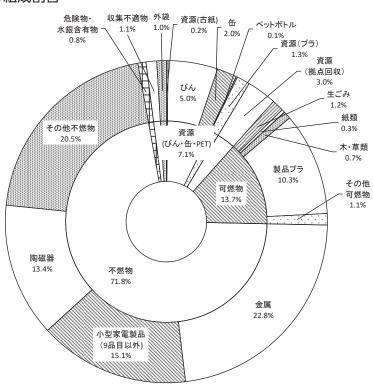
2 調査結果の概要

(1) 家庭ごみ組成分析調査

①燃やすごみの組成割合



②燃やさないごみの組成割合



③燃やすごみ及び生ごみに占める食品ロスの割合

| | | 燃やすごみに占める割合 | | 生ごみに占める割合 | |
|-------|-----------|-------------|--------|-----------|--------|
| | | 重量(kg) | 割合 | 重量 (kg) | 割合 |
| | 直接廃棄 | 137.98 | 6.8% | 137.98 | 26.4% |
| 食品ロス | 食べ残し・飲み残し | 105.49 | 5.2% | 105.49 | 20.2% |
| | 小計 | 243.47 | 12.0% | 243.47 | 46.5% |
| 調理くず | | 279.79 | 13.8% | 279.79 | 53.5% |
| | 生ごみ小計 | 523.26 | 25.8% | 523.26 | 100.0% |
| 生ごみ以外 | | 1,507.80 | 74.2% | | |
| | 合計 | 2,031.06 | 100.0% | | |

④直接廃棄の消費・賞味期限別の重量と割合

| | | 四米 | 重量 | | |
|----------|---------|-------|---------|--------|--|
| | | 個数 | 重量(kg) | 割合 | |
| | 期限前廃棄小計 | 195 | 17.564 | 13.1% | |
| 期限前廃棄 | 消費期限前 | 3 | 0.311 | 0.2% | |
| | 賞味期限前 | 192 | 17.253 | 12.8% | |
| | 期限切廃棄小計 | 434 | 44.246 | 32.9% | |
| 期限切廃棄 | 消費期限切 | 129 | 12.617 | 9.4% | |
| | 賞味期限切 | 305 | 31.629 | 23.5% | |
| 表示なし・不明等 | | 864 | 72.602 | 54.0% | |
| | 合計 | 1,493 | 134.412 | 100.0% | |

(2) 家庭ごみ計量調査

①世帯人数別・住居形態別の燃やすごみの排出原単位

| 出行 | $(\alpha / I \square)$ | |
|------|-------------------------|--|
| 半111 | (g/人日) | |

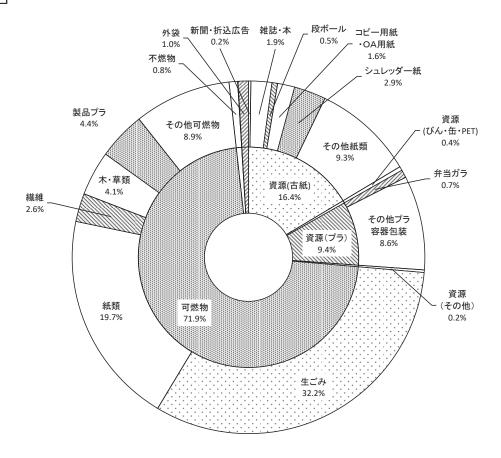
| 住居形態世帯人数 | 戸建住宅 | 集合住宅 (管理人無) | 単身向け集 合住宅 | 住商混在 | 全ての 住居形態 |
|-------------|-------|----------------|--------------|-------|-------------|
| 1人世帯(30歳未満) | 405.8 | 253.8 | 318.1 | 174.7 | 271.6 |
| 1人世帯(30歳以上) | 629.5 | 340.6 | 364.7 | 321.1 | 440.7 |
| 2人世帯 | 363.9 | 304.9 | 360.7 | 338.6 | 349.2 |
| 3人世帯 | 341.2 | 337.5 | 335.8 | 339.2 | 339.0 |
| 4人以上世帯 | 291.4 | 187.4 | 303.5 | 302.8 | 287.3 |
| 全ての世帯 | 414.3 | 305.4 | 347.4 | 321.8 | _ |

②燃やすごみの排出原単位の推計

| | 排出原単位 | 世帯人数 | 效別人口 |
|------------|--------|---------|--------|
| | (g/人日) | 人口(人) | 割合 |
| 1人世帯・30歳未満 | 271.6 | 19, 231 | 6.7% |
| 1人世帯・30歳以上 | 440.7 | 63, 546 | 22.2% |
| 2人世帯 | 349.2 | 71,898 | 25.3% |
| 3人世帯 | 339.0 | 60,987 | 21.3% |
| 4人以上世帯 | 287.3 | 70,021 | 24.5% |
| 排出原単位 | 347.0 | 285,683 | 100.0% |

(3) 事業系燃やすごみ組成分析調査

①組成割合

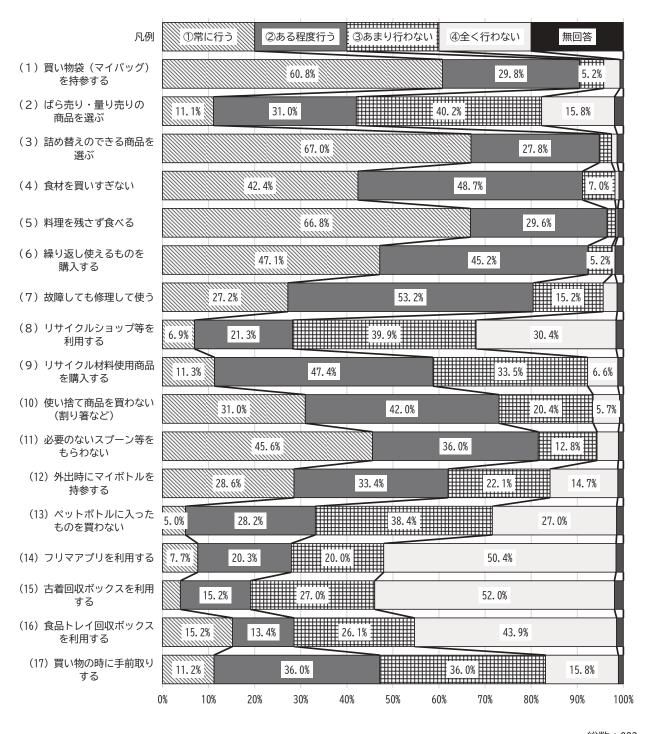


②業種別の事業系有料ごみ処理券の貼付状況

| 業種 | 項目 | 適正貼付 | 不足貼付 | 処理券なし | 合計 |
|---------------|------|--------|-------|-------|--------|
| 秦口小主 类 | 排出袋数 | 3 | 0 | 0 | 3 |
| 食品小売業 | 割合 | 100.0% | 0.0% | 0.0% | 100.0% |
| スの出い主要 | 排出袋数 | 38 | 5 | 5 | 48 |
| その他小売業 | 割合 | 79.2% | 10.4% | 10.4% | 100.0% |
| 飲食・宿泊業 | 排出袋数 | 63 | 7 | 28 | 98 |
| | 割合 | 64.3% | 7.1% | 28.6% | 100.0% |
| 金融・保険・不動産業 | 排出袋数 | 35 | 2 | 0 | 37 |
| 立 立 立 | 割合 | 94.6% | 5.4% | 0.0% | 100.0% |
| 医療・福祉業 | 排出袋数 | 58 | 5 | 3 | 66 |
| | 割合 | 87.9% | 7.6% | 4.5% | 100.0% |
| 教育・学習支援業 | 排出袋数 | 7 | 4 | 2 | 13 |
| 教育・子首又抜表 | 割合 | 53.8% | 30.8% | 15.4% | 100.0% |
| その他サービス業 | 排出袋数 | 91 | 20 | 16 | 127 |
| ての他サービス来 | 割合 | 71.7% | 15.7% | 12.6% | 100.0% |
| スの仏光廷 | 排出袋数 | 22 | 4 | 1 | 27 |
| その他業種 | 割合 | 81.5% | 14.8% | 3.7% | 100.0% |
| 合計 | 排出袋数 | 317 | 47 | 55 | 419 |
| | 割合 | 75.7% | 11.2% | 13.1% | 100.0% |

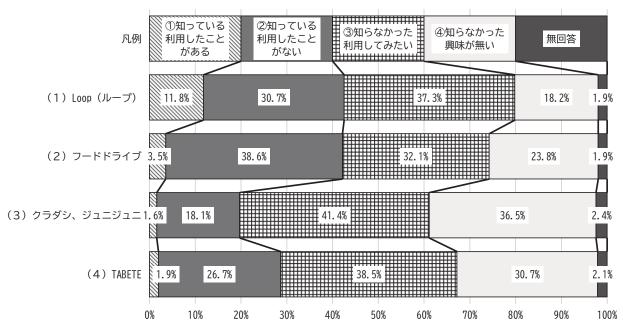
(4) 区民アンケート調査

①実践している発生抑制の取組



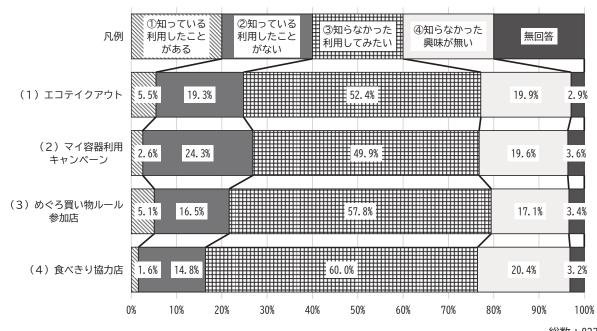
総数:823

②発生抑制や再使用に関する取組の認知度



総数:823

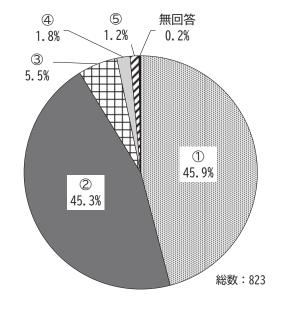
③発生抑制や再使用に関する区の取組の認知度



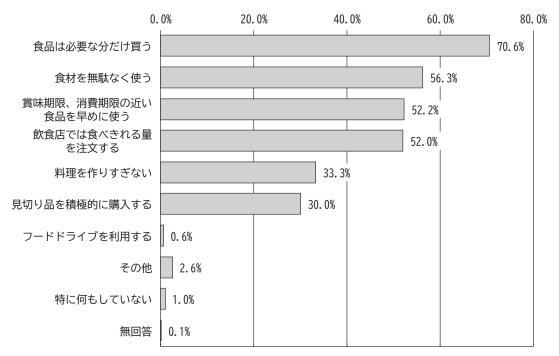
総数:823

④普段の生活での食品ロスに関する意識

| | 選択肢 | 割合 |
|-----|-------------|-------|
| 1 | とても意識している | 45.9% |
| 2 | 少し意識している | 45.3% |
| 3 | あまり意識していない | 5.5% |
| 4 | まったく意識していない | 1.8% |
| (5) | どちらともいえない | 1.2% |
| | 無回答 | 0.2% |

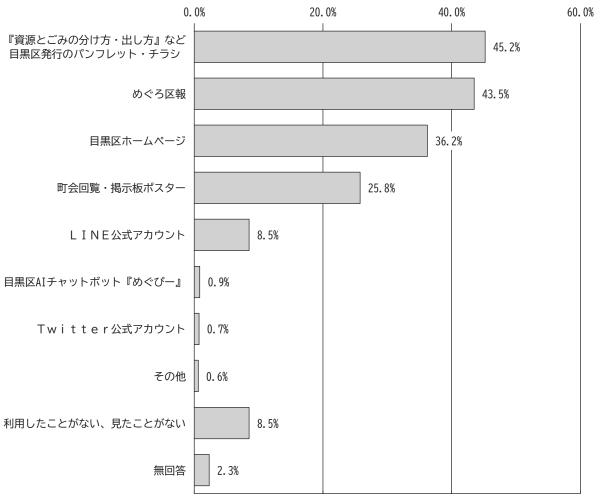


⑤食品ロスを出さないために普段行っていること



総数:823(複数回答)

⑥区の情報発信に関する認知度

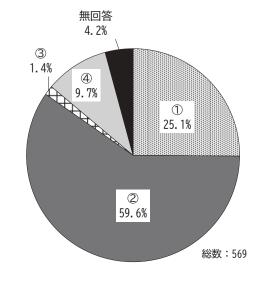


総数:823(複数回答)

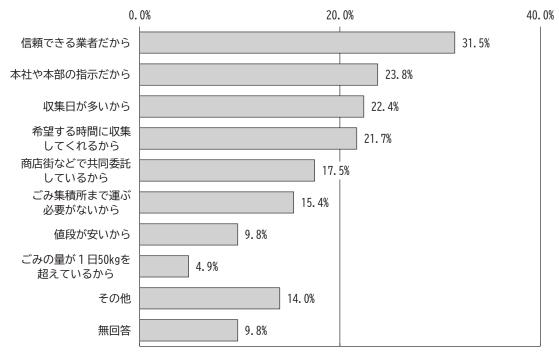
(5) 事業所アンケート調査

①ごみの処理方法

| | 選択肢 | | |
|---|-----------------|-------|--|
| 1 | 廃棄物処理業者に委託している | 25.1% | |
| 2 | 区のごみ集積所に出している | 59.6% | |
| 3 | 自社で清掃工場に持ち込んでいる | 1.4% | |
| 4 | ビルの管理会社が行っている | 9.7% | |
| | 無回答 | 4.2% | |



②廃棄物処理業者への委託理由

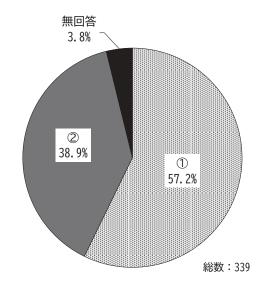


総数:231(複数回答)

③事業系有料ごみ処理券の貼付

ア 事業系有料ごみ処理券の貼付(ごみ)

| 選択肢 | 割合 |
|-----------|-------|
| ① 貼付している | 57.2% |
| ② 貼付していない | 38.9% |
| 無回答 | 3.8% |



イ 事業系有料ごみ処理券の貼付(資源)

| 選択肢 | 割合 |
|-----------|-------|
| ① 貼付している | 38.9% |
| ② 貼付していない | 46.3% |
| 無回答 | 14.7% |

